

例　　言

1. 本書は、丸亀市が平成 21 年度国庫補助事業として実施した丸亀市内遺跡発掘調査概要報告書である。
2. 今回の遺跡発掘調査は、川西町北字七条地区、綾歌町富熊字蔵ノ内地区、中津町字兵庫地区、川西町南字中方地区、郡家町字地頭地区、郡家町字領家地区、綾歌町栗熊東字北池下地区の 7 地区を対象とした。
3. 調査主体は、丸亀市教育委員会である。
4. 中津町字兵庫地区的試掘調査は丸亀市教育委員会教育部文化課東信男が、川西町北字七条地区、川西町南字中方地区、綾歌町栗熊東字北池下地区的試掘調査は丸亀市教育委員会教育部文化課近藤武司が、綾歌町富熊字蔵ノ内地区的工事立会及び発見された蔵ノ内遺跡の発掘調査、郡家町字地頭地区的試掘調査、郡家町字領家地区所在の領家遺跡確認調査は東と近藤が担当して行った。
5. 本書に用いた遺構表示の略号は次のとおりである。
S A . . . 櫛列、S B . . . 積穴住居、S D . . . 溝状遺構、S H . . . 堀立柱建物、
S K . . . 土坑、S P . . . ピット（柱穴）
6. 各現場における実測及び写真撮影は、東・近藤・谷口・北山・鎌谷が行った。
7. 遺物の写真撮影は、近藤が行った。
8. 出土遺物及び実測図等の資料整理は、谷口梢・北山多佳子及び鎌谷周子が行った。
9. 本書の執筆は、近藤・谷口が分担して行い、編集は、近藤が行った。
10. 本書の測量図の縮尺は、スケールで表示した。また、方位は世界測地系による方位(T.N.)及び磁北(M.N.)で表示した。
11. 本書の断面図に記載してある「土色」は、農林水産省農林水産技術会議事務局 監修・財団法人日本色彩研究所 色票監修『新版標準土色帖 2004 年版』による。
12. 調査地の位置を示した押図については、国土地理院地形図「丸亀」(50,000 分の 1)、丸亀市が作成した都市計画図 (10,000 分の 1: 平成 18 年承認番号第 25 号) 及び旧綾歌町が作成した綾歌町全図 (10,000 分の 1: 平成 13 年 8 月) を使用した。
13. 現地調査及び整理作業によって作成された原図・トレース図・写真データ及び出土遺物は、丸亀市教育委員会に収蔵・保管している。

目 次

本文目次

第Ⅰ章	平成21年度丸亀市内遺跡発掘調査事業概要	1
第Ⅱ章	川西町北字七条地区試掘調査【道池北遺跡】	4
1.	立地と環境	4
2.	調査に至る経緯と調査の経過	4
3.	調査の概要	4
4.	まとめ	9
第Ⅲ章	藏ノ内遺跡発掘調査	14
1.	立地と環境	14
2.	調査に至る経緯と調査の経過	14
3.	調査の概要	15
4.	まとめ	20
第Ⅳ章	中津町字兵庫地区試掘調査【中津兵庫遺跡】	26
1.	立地と環境	26
2.	調査に至る経緯と調査の経過	26
3.	調査の概要	26
4.	まとめ	30
第Ⅴ章	川西町南字中方地区試掘調査	33
1.	立地と環境	33
2.	調査に至る経緯と調査の経過	33
3.	調査の概要	34
4.	まとめ	38
第VI章	郡家町字地頭地区試掘調査	42
1.	立地と環境	42
2.	調査に至る経緯と調査の経過	42
3.	調査の概要	43
4.	まとめ	46
第VII章	領家遺跡確認調査	50
1.	立地と環境	50
2.	調査に至る経緯と調査の経過	50
3.	調査の概要	51
4.	まとめ	53

第Ⅷ章 綾歌町栗熊東字北池下地区試掘調査	57
1. 立地と環境	57
2. 調査に至る経緯と調査の経過	57
3. 調査の概要	58
4. まとめ	63
第IX章 まとめ	68

挿図目次

第 1 図 平成 21 年度丸亀市内遺跡発掘調査対象地	3
川西町北字七条地区【道池北遺跡】	
第 2 図 対象地位置図	4
第 3 図 トレンチ配置図	5
第 4 図 1~3 トレンチ断面図	7
第 5 図 4~7 トレンチ断面図・5 トレンチ遺構断面図	8
第 6 図 出土遺物実測図	9
【巖ノ内遺跡】	
第 7 図 対象地位置図	14
第 8 図 調査区位置図	15
第 9 図 遺構配置図	16
第 10 図 出土遺物実測図	19
中津町字兵庫地区【中津兵庫遺跡】	
第 11 図 対象地位置図	26
第 12 図 トレンチ配置図	27
第 13 図 埋蔵文化財包蔵地範囲図	28
第 14 図 1~4 トレンチ断面図	29
川西町南中方地区	
第 15 図 対象地位置図	33
第 16 図 トレンチ配置図	35
第 17 図 1 トレンチ断面図	36
第 18 図 2・3 トレンチ断面図	37
郡家町字地頭地区	
第 19 図 対象地位置図	42
第 20 図 トレンチ配置図	43
第 21 図 1・2 トレンチ断面図	44
第 22 図 3・4 トレンチ断面図	45

【領家遺跡】

第 23 図 対象地位置図	50
第 24 図 トレンチ配置図	51
第 25 図 1・2 トレンチ断面図	52
第 26 図 出土遺物実測図	53
綾歌町栗熊東字北池下地区	
第 27 図 対象地位置図	57
第 28 図 トレンチ配置図	59
第 29 図 1・2 トレンチ断面図・2 トレンチ遺構断面図	60
第 30 図 3 トレンチ断面図	61
第 31 図 4 トレンチ断面図	62
第 32 図 出土遺物実測図	63

表目次**川西町北字七条地区【道池北遺跡】**

第 1 表 トレンチ概要総括表	9
第 2 表 出土遺物観察表	9

中津町字兵庫地区【中津兵庫遺跡】

第 3 表 トレンチ概要総括表	28
-----------------	----

川西町南字中方地区

第 4 表 トレンチ概要総括表	34
-----------------	----

郡家町字地頭地区

第 5 表 トレンチ概要総括表	45
-----------------	----

【領家遺跡】

第 6 表 トレンチ概要総括表	53
-----------------	----

第 7 表 出土遺物観察表	54
---------------	----

綾歌町栗熊東字北池下地区

第 8 表 トレンチ概要総括表	63
-----------------	----

第 9 表 出土遺物観察表	64
---------------	----

まとめ

第 10 表 調査に関する処理事務総括表	70
----------------------	----

写真図版目次

図版 1	川西町北字七条地区試掘調査(1)	10
図版 2	川西町北字七条地区試掘調査(2)	11
図版 3	川西町北字七条地区試掘調査(3)	12
図版 4	川西町北字七条地区試掘調査(4)	13
図版 5	藏ノ内遺跡発掘調査(1)	21
図版 6	藏ノ内遺跡発掘調査(2)	22
図版 7	藏ノ内遺跡発掘調査(3)	23
図版 8	藏ノ内遺跡発掘調査(4)	24
図版 9	藏ノ内遺跡発掘調査(5)	25
図版 10	中津町字兵庫地区試掘調査(1)	31
図版 11	中津町字兵庫地区試掘調査(2)	32
図版 12	川西町南字中方地区試掘調査(1)	39
図版 13	川西町南字中方地区試掘調査(2)	40
図版 14	川西町南字中方地区試掘調査(3)	41
図版 15	郡家町字地頭地区試掘調査(1)	47
図版 16	郡家町字地頭地区試掘調査(2)	48
図版 17	郡家町字地頭地区試掘調査(3)	49
図版 18	領家遺跡確認調査(1)	55
図版 19	領家遺跡確認調査(2)	56
図版 20	綾歌町栗熊東字北池下地区試掘調査(1)	65
図版 21	綾歌町栗熊東字北池下地区試掘調査(2)	66
図版 22	綾歌町栗熊東字北池下地区試掘調査(3)	67

第Ⅰ章 平成21年度丸亀市内遺跡発掘調査事業概要

丸亀市は、香川県の中央からやや西寄りの海岸に面した位置に所在する。市域のほとんどは平野部で、丸亀平野の大半を占めている。東は綾歌郡宇多津町・同綾川町・坂出市、南は仲多度郡まんのう町・同郡琴平町、西は善通寺市・仲多度郡多度津町、北には瀬戸内海が面し、岡山県倉敷市が対面している。

丸亀市の所在する丸亀平野は、県下最高峰の竜王山（1059.9m）と第二の高峰大川山（1042.9m）の山間に源を発する土器川を主に、東から大東川、土器川、金倉川、弘田川によって形成された緩斜状地・氾濫原と沖積平野からなる県下最大規模の平野である。

昭和57年度から開始された四国横断自動車道建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査で多くの遺跡が発見されたことによって、丸亀市内域における歴史的環境が飛躍的に解明してきた。

近年においても、丸亀平野の各地で国道バイパス建設工事などの大規模開発事業に先立つ発掘調査が積極的に行われており、徐々に埋蔵文化財の分布状況等に関するデータが充実してきている。また、これらの情報を公開活用することによって文化財保護に関する啓発が効果的に行われている。

このような背景の中、民間企業や個人による大小規模の開発も活発に行われている。その対象地が周知の埋蔵文化財包蔵地内であったり隣接・近接する場合、周辺を含めて調査事例がなく埋蔵文化財の所在の有無が全く不明な地域である場合には、埋蔵文化財の適切な保護を図るための資料を得るべく試掘調査・確認調査を積極的に実施している。

これらの事業を実施するにあたり、旧飯山町では平成3年度以降、旧丸亀市では平成4年度以降、また旧綾歌町では平成8年度以降国庫及び県補助金を充てている。今年度についても同事業を継続して実施することとしたが補助金については国庫のみを充てた。

国庫補助金については、平成21年2月18日付け20教文第312号で交付申請を提出し、平成21年4月1日付け21教生文第1801号で交付決定を受けた。

今年度については、試掘調査を5件、確認調査を1件、発掘調査を1件、計7件の調査を実施した。試掘調査は、川西町北字七条地区、中津町字兵庫地区、川西町南字中方地区、郡家町字地頭地区、綾歌町栗熊東字北池下地区的5箇所で実施した。確認調査は、郡家町字領家地区所在の領家遺跡を対象に実施した。発掘調査は、綾歌町富熊字蔵ノ内地区で工事中に発見された蔵ノ内遺跡を対象に実施した。

川西町北字七条地区試掘調査は、宅地分譲建設用地開発に伴い実施したものである。近隣での埋蔵文化財調査事例が無く、埋蔵文化財包蔵状況が不明であったことから、事前に確認しておく必要があると判断されたため試掘調査を実施することとなったものである。

蔵ノ内遺跡発掘調査は、綾歌町富熊字蔵ノ内地区で計画された宅地分譲建設用地開発に伴い実施したものである。蔵ノ内遺跡は、対象地の東側及び北側で確認されている集落跡で弥生時代、古代～中世に属する。対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地外であったが、包蔵の可能性が非常に高いと判断されたことから試掘調査を実施することが適當であったが、スケジュールの都合上、立会を行なながら工事を実施することとなった。この結果、堅穴住居等の遺構を密に検出した。これにより、直ちに工事を中断し遺跡発見の届出を行うと同時に発掘調査に着手したものである。

中津兵庫地区試掘調査は、工場用駐車場増設計画に伴い実施したものである。対象地の南側には『中津兵庫遺跡（弥生・古墳：集落』が隣接しており、大型の溝状遺構が対象地方向に延びていることが確認されていた。のことから、対象地においても同様の遺構が残存していることが強く予想されたため試掘調査を実施したものである。

川西町南字中方地区試掘調査は、共同住宅建設用地開発に伴い実施したものである。対象地は土器川左岸域に位置し、対象地を含めた西方一帯は条里地割が良好に残存している。対象地付近においての埋蔵文化財調査事例が無いことから、付近の埋蔵文化財包蔵状況は不明であった。立地状況がよいことから検討すると遺跡の所在する可能性が高いと判断されたため試掘調査を実施することとなった。

郡家町字地頭地区試掘調査は、宅地分譲建設用地開発に伴うものである。対象地の南方には『宝幢寺跡（古代：寺院）』が所在している。また、北方には『領家遺跡（古墳：包含地）』として広範囲が遺跡として登録されている。更に北方の高松自動車道敷地では建設時に多くの遺跡が確認されている。地名が『郡家』『地頭』ということから郡衙関係の施設が所在することも考えられる。これらのことから、対象地において遺跡の所在する可能性が高いとして試掘調査を実施することとなったものである。

郡家町字領家地区的領家遺跡確認調査は、宅地分譲建設用地開発に伴い実施したものである。領家遺跡は、郡家町字領家地区、郡家町字重元地区、川西町北西庄地区を股にかけて登録されている広大な遺跡である。古墳時代の包含地となっているが詳しい調査も行われておらず詳細は不明であった。地形調査から、旧流路域に該当することが予想されたが、条里地割も良好に見られることから、事前に確認調査を行い遺跡の状況確認を行うことが適当であると判断されたため確認調査を実施することとなった。

綾歌町栗熊東字北池下地区試掘調査は、工場建設用地開発に伴い実施したものである。対象地には、『池下遺跡（弥生中期～後期・中世：集落跡）』が東側及び南側に隣接する。また、付近には『佐古川・窟田遺跡（弥生：墓域）』、『北内遺跡（弥生中期～後期・中世：集落跡）』『住吉遺跡（中世：集落跡）』なども所在しており比較的の遺跡密度の濃い地域となっている。対象地の西側隣接地には遺跡の所在しないことが確認されており、池下遺跡の西限が対象地付近であることが強く予想された。これらのことから、事前に対応しておくことが適当であるとの考え方から試掘調査を実施することとなったものである。

これら7件の調査を実施した結果、川西町北字七条地区において、『道池北遺跡（奈良・平安・中世：集落跡）』が新たに発見された。現在の地割に並行する溝状遺構と斜行する溝状遺構が多く配列しており、また、対象地北西部には柱穴も含まれると思われる土坑群が見られることから、当時の生活形態の変遷の一部を確認できる貴重な資料である。

また、中津町字兵庫地区試掘調査で発見した溝状遺構の分布範囲を『中津兵庫遺跡』として、綾歌町富熊字藏ノ内地区で工事中に発見した集落跡構造を『藏ノ内遺跡』として範囲の変更をして登録することとなった。

その他の調査では、遺構や遺物など埋蔵文化財の発見はあったが、検出内容が希薄であったことなどから今後の保護措置は不要という結論に至った。

これらの調査を実施すること、また、調査で得られた資料を基に、それぞれの事業者と協議しながら事業を進めることで、埋蔵文化財の適切な保護を図ることができた。

これらの調査結果は、今後丸亀市内で計画される開発などの際、文化財保護に活用したい。

以上、丸亀市内で計画された7件の事業に伴う試掘、確認、発掘調査を実施した。

平成21年度の丸亀市内遺跡発掘調査事業は、平成21年4月1日から平成22年3月31日に終了した。



1. 道池北遺跡
2. 置之内遺跡
3. 中津兵庫遺跡
4. 川西町南字中方地区
5. 那家町字地頭地区
6. 鎌家遺跡
7. 緑歌町栗熊東字北池下地区

第1図 平成21年度丸亀市内遺跡発掘調査対象地 (S=1:75,000)

**川西町北字七条地区
【道池北遺跡】**

第II章 川西町北字七条地区試掘調査

調査対象地 丸亀市川西町北字七条 2245-1、2246-1、2246-3、2252-2、2252-3、2253-2、2253-3
 調査期間 平成21年5月25日～5月26日
 調査面積 約100.5m²（調査対象面積 1,540 m²）

1. 立地と環境

対象地は、丸亀平野中央部や東寄りの土器川左岸付近に位置する。南側には、県道普通寺府中線を挟んで道池が近接する。このことから、流域の近いことが推察される。

この付近では、ほとんど埋蔵文化財の調査を行った経緯が無く、埋蔵文化財の包蔵状況は不明であった。少し離れると、北側の高松自動車道敷地において『川西北七条Ⅰ遺跡（中世～近世：包含地）』、『川西北七条Ⅱ遺跡（中世～近世：包含地）』、『川西北鐵冶屋遺跡（中世～近世：包含地）』が所在している。これらの遺跡が分布している範囲の北側には、『九頭神双子山遺跡（古墳：包含地）』、『九頭神菱池遺跡（古墳：包含地）』などの多くの遺跡が分布している。

これらのことから、計画地付近の土器川と古子川に挟まれる地域は比較的安定した微高地であつたことが読み取れる。

2. 調査に至る経緯と調査の経過

宅地分譲建設計画に伴い、平成21年4月28日付けで埋蔵文化財の所在の及びその取り扱いについての照会文書が提出された。

近隣での埋蔵文化財調査事例が無く、包蔵地の状況は不明であるが、周辺の遺跡分布状況や立地環境から検討して、対象地において遺跡の所在する可能性は比較的高いものと考えられた。事前に遺跡所在の有無を確認しておくことが適当であると判断されたことから、試掘調査を実施することとした。

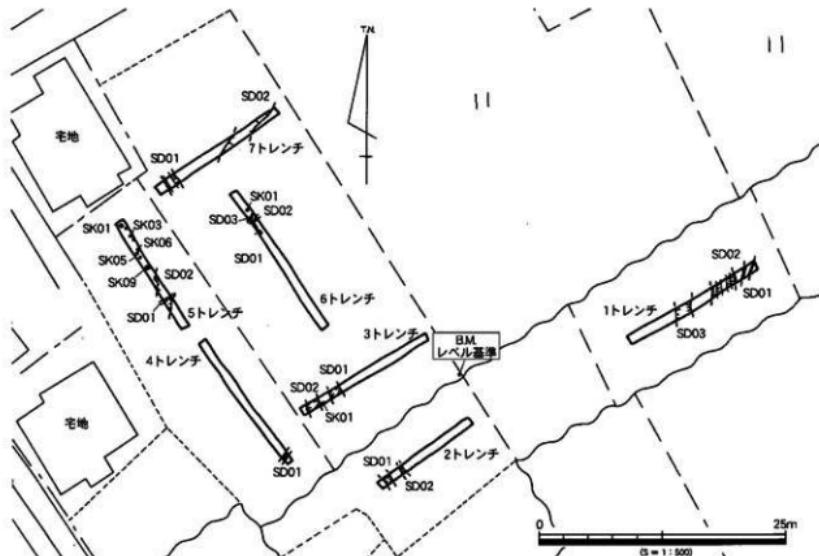
調査の結果、複数の溝状遺構や土坑群が確認できた。各遺構の密度も比較的濃く、残存状況も良好であることから、保護措置が必要と判断した。調査成果をもとに県教育委員会と協議した結果、『道池北遺跡』として保護措置を図ることになった。

3. 調査の概要

調査は、トレンチ調査とし、対象地内に7箇所のトレンチを設定した。掘削は重機で行い、人力により精査を行った。



第2図 対象地位位置図



第3図 トレンチ配置図

【1 トレンチ】

対象地東端に東西軸で設定した。

耕作土直下には、床土と思われる層が薄く確認できた。その直下から切り込む溝状遺構を3箇所で確認した。東端のSD01は幅0.5m、深さ0.3mを測る。上層部では土師器小片が出土した。中央のSD02は幅2.8m、深さ0.5mを測る。断面観察から数回の掘り直しがあったものと考えられる。埋土から土師器、須恵器、瓦器の小片が出土した。西端のSD03は幅2.2m、深さ0.5mを測る。遺物の出土は認められない。

検出した溝状遺構は、SD02、SD03は南北軸、SD01は若干時計回りに傾いている。

【2 トレンチ】

計画地南西端に東西軸で設定した。

耕作土直下で薄い整地層が2層認められる。トレンチ西端部で整地層直下から切り込む溝状遺構を2箇所で検出した。西側のSD01は、幅1.1m、深さ0.33mを測る。東側のSD02は、幅0.5m、深さ0.14mの小規模なものである。いずれの溝状遺構とともに遺物の包含は認められない。各溝状遺構は、並行で南北軸からは反時計回りに傾いており、現況地割に沿っていることから条里制施行以前のものであると考えられる。

【3 トレンチ】

2トレンチの北側で、2トレンチと並行するように東西軸で設定した。

トレンチ西端付近で2条の並行する溝状遺構と土坑1基を検出した。東側のSD01は、幅1.25mを測る。上面の検出で掘削を終えたため深さは不明である。2トレンチのSD01につながるものと思われる。西側のSD02は、幅1.6mを測る。SD01と同様に上面検出で掘削を終えたため、深さは不明である。

埋土からは、土師質土器片が出土している。SK01について広がりの確認ができていないことから詳細は不明である。

【4 トレンチ】

対象地西面に南北軸で設定した。

耕作土直下には、他のトレンチで見られるような整地層が確認できなかった。トレンチ南端で溝状遺構を検出した。幅 0.5m、深さ 0.1m を測り、遺物は包含しない。主軸は南北軸から時計回りにかなり傾くが、4 トレンチの遺構から連続する遺構が対象地内では確認できていないことから詳細は不明である。

【5 トレンチ】

4 トレンチの北側に南北軸で設定した。

耕作土直下で薄く整地層が確認できる。南半分で溝状遺構 2 条を検出した。SD01 は、幅 0.15m、深さ 0.05m 程で整地層を検出面とする。土師質土器片が出土するが細片であるため詳細は不明である。SD01 を検出した下層を検出面とする SD02 は、幅 2.7m を測る。深さは途中で掘削を終えたため不明であるが、0.5m 以上を測るものと推測できる。SD01 は、現在の地割に沿うことから条里制施行以降の比較的新しいものと考えられるが、SD02 はかなり斜行し、現在の地形に即さないことから条里制施行以前のものと考えることができる。

トレンチの中央部から北端部にかけて 9 基の土坑を検出した。それぞれの規模は統一性が無いことと調査面積が狭小であるため、住居などの柱穴となるかどうかは不明である。

しかし、北端の SK01 は大きめの礫が埋め込まれていることから根石を持つ柱穴である可能性が高い。SK01、SK05、SK06 からは土師質土器片、SK09 からは土師質土器片、土師器片、須恵器片が出土している。

【6 トレンチ】

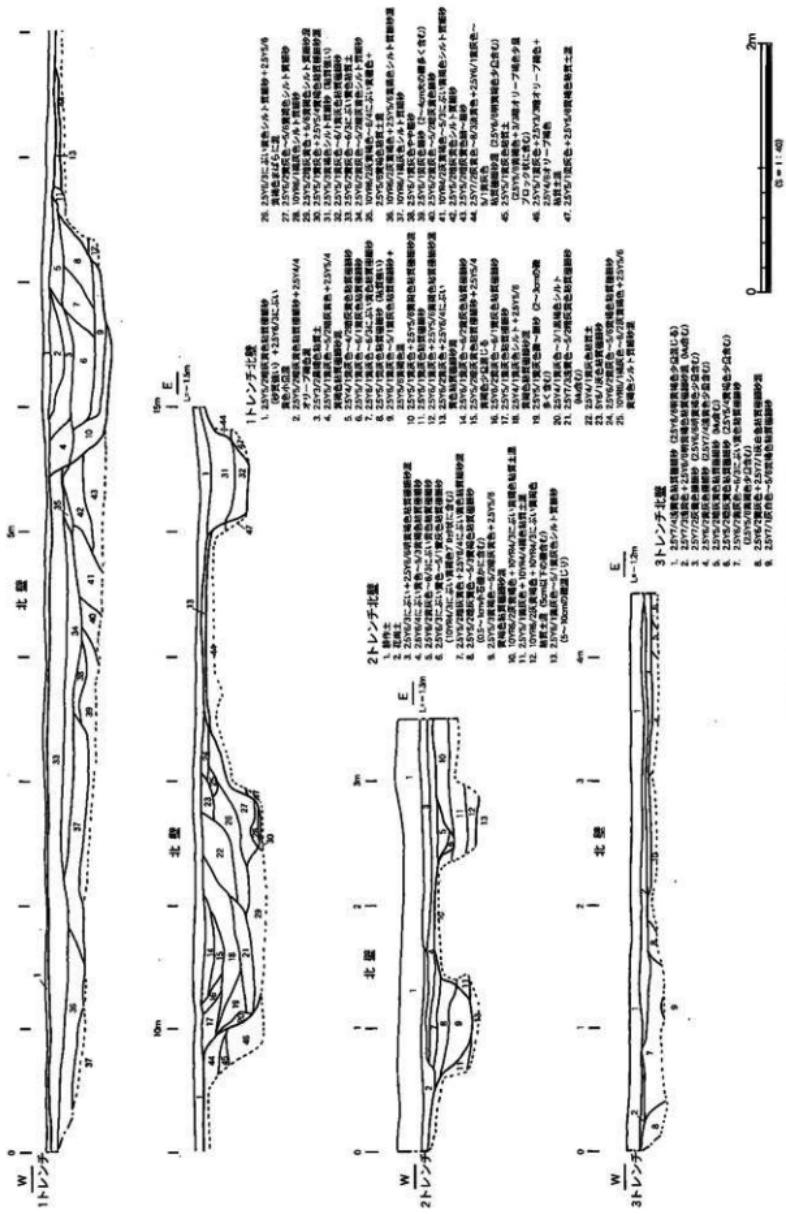
3 トレンチの北部に南北軸で設定した。

トレンチ北部付近で溝状遺構 3 条、土坑 1 基を確認した。耕作土と遺構面の間には、薄く整地層が確認できる。整地層からは土師質土器片が出土するが細片であるため詳細は不明である。SD01 と SD02 は小規模な溝状の落ちで、接続しており切り合は認められない。SD02 から土師質土器片が出土するが細片であり詳細は不明である。SD03 も小規模な溝状の落ちである。埋土からは土師質土器片が出土している。SK01 は、トレンチ内では展開する状況が確認できず詳細は不明である。

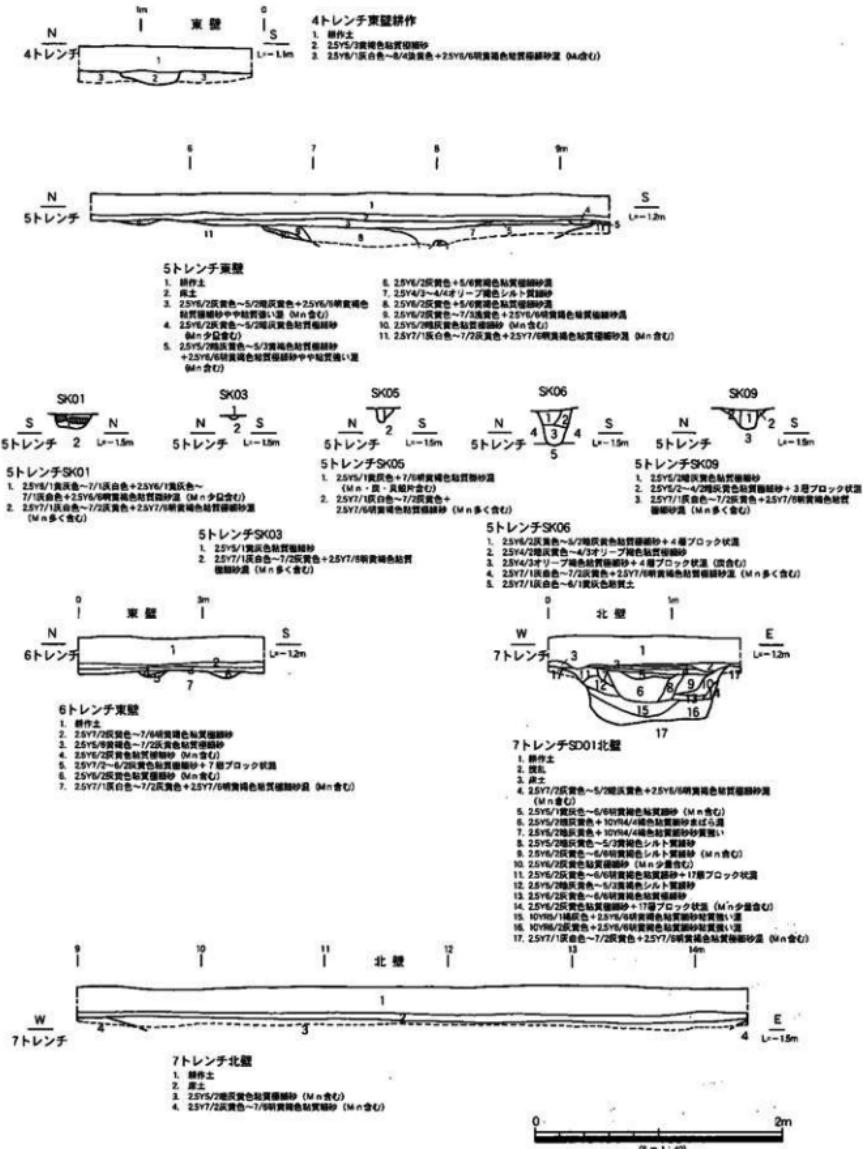
【7 トレンチ】

6 トレンチの北側に東西軸で設定した。

トレンチ東半部でトレンチに斜交する溝状遺構（SD01）、トレンチ西端部でトレンチに対して直交する溝状遺構（SD02）を検出した。SD01 は、天幅 2m 程を測る。掘り下げていないことから深さは不明である。軸方向から 5 トレンチの SD02 につながるものと考えられる。検出面付近の埋土から土師質土器片が出土している。SD02 は、幅 1.3m、深さ 0.5m を測る。埋土からは土師質土器片が出土している。軸方向は現況地割りに沿っており、3 トレンチの SD02 につながるものと考えられる。このことから条里制施行以降のものと考えられる。



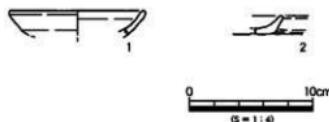
第4図 1~3トレンチ断面図



第5図 4~7トレンチ断面図・5トレンチ遺構断面図

トレンチ名	延長	主な時代	主な遺構	出土遺物等
1 トレンチ	1.1m × 15.0m	古代～中世	溝3条	土師器片、須恵器片、瓦器片、磁器片、陶器片
2 トレンチ	0.9m × 11.4m	不明	溝2条	無し
3 トレンチ	1.0m × 15.0m	古代～中世	溝2条・土坑1基	土師質土器片
4 トレンチ	1.0m × 15.1m	不明	溝1条	無し
5 トレンチ	1.0m × 12.6m	古代～中世	溝2条・土坑9基	土師質土器片、土師器片、須恵器片
6 トレンチ	1.0m × 16.5m	古代～中世	溝2条・土坑3基	土師質土器片
7 トレンチ	1.0m × 14.5m	古代～中世	溝2条	土師質土器片、土師器片

第1表 トレンチ概要総括表



第6図 出土遺物実測図

4. まとめ

今回の調査で、対象地のほぼ全域で溝状遺構、土坑などの遺構を確認することができた。溝は、現在の地形に即した南北軸のものとそれに斜交するものに分けられることから、時期差があるものと考えられる。時期差の材料としては、斜交するものは条里制施行以前、現在の地割りに即するものは条里制施行以降のものと考えられる。

遺構検出面の上層に包含層などが厚く重なる状況ではなくほぼ同一面で全ての遺構が検出されることや遺物の出土量が少ないとや出土遺物が小片であることから時期の特定に至らないが、全ての遺構が古代から中世にかけてのものに区分されるものと思われる。

また、確認された土坑は、ほとんどが対象地の北西部に集中していることや付近の地形から西に寄るほどレベルが上がっていることなどから、西方に寄るほど、より安定した立地となっていることが推測される。

これらのことから、対象地については、比較的まとまった遺構が残存していることが推測できる。トレンチ範囲での確認となり不明な部分も多く残されるが、対象地のほぼ全域において埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いをし、適切な保護措置の必要があると判断された。

No.	種類	器種	トレンチ名	遺構名・層位	胎土	剖面			色調		同様		残存量
						口径	器高	底径	外	内	外	内	
1	土師器	小皿	5 トレンチ	SK09	素: 黒・赤色粒子少	(10.8)	(2.0)	—	2.5Y8/2 灰白色	2.5Y8/2 灰白色	ナデ	ナデ	口縁部 1/8
2	土師器	小皿	7 トレンチ	SD02	素: 赤色粒子多・夾石少	—	(1.5)	—	5Y6/6 橙色～	5Y6/6 橙色～	ナデ	ナデ	底部小片
									10YR5/1 鹿灰白	10YR5/1 鹿灰白			

第2表 出土遺物観察表



計画地全景:南西から



重機による掘削作業風景



1トレンチ全景:西から



1トレンチ SD01 検出状況



1トレンチ SD02 検出状況



1トレンチ SD03 検出状況



1トレンチ SD01 完掘



1トレンチ SD02 完堀

図版1 川西町北字七条地区試掘調査(1)



1 トレンチ SD03 完掘



1 トレンチの溝が連続する状況



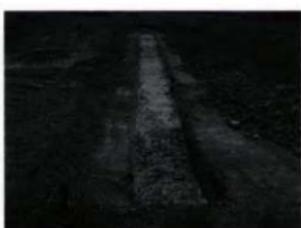
2 トレンチ全景



2 トレンチ溝造構検出状況



2 トレンチ溝造構完掘



3 トレンチ全景: 東から



3 トレンチ溝造構検出状況



3 トレンチ溝造構検出状況

図版 2 川西町北字七条地区試掘調査(2)



4トレンチ全景:南から



4トレンチ SD01 検出状況



4トレンチ SD01 完掘



5トレンチ全景:南から



5トレンチ SD02 検出状況



5トレンチ SK01 検出状況



5トレンチ SK01 完掘



5トレンチ土坑群検出状況

図版3 川西町北字七条地区試掘調査(3)



5 トレンチ土坑群確認状況



6 トレンチ SD 群検出状況



7 トレンチ SD01 検出状況



7 トレンチ SD02 検出状況



1



2

図版 4 川西町北字七条地区試掘調査(4)

【藏ノ内遺跡】

第Ⅲ章 蔵ノ内遺跡発掘調査

調査対象地 丸亀市綾歌町富熊字藏ノ内 2445・1、2445・2、2446・1
 調査期間 平成 21 年 5 月 20 日～9 月 8 日（任意立会：5 月 18 日～5 月 19 日）
 調査面積 1,427 m²（調査対象地面積 2,195 m²）

1. 立地と環境

対象地は、丸亀平野東端部付近で油山池の西側の微高地西側縁辺部に位置する。微高地は、東の丘陵地帯から下ってきた緩やかな勾配の部分で唯一段丘状に安定している。西側は平野部へ向けて急激に下る。北方へは緩やかに下っており、正八幡神社の鎮座する丘陵手前で平野部と同一化する。

この微高地上には、昨年度の調査によって『蔵ノ内遺跡（弥生・古代・中世：集落跡）』の所在することが明らかになっている。また、『塔寺遺跡（包含地）』や『鵜川荒神（包含地）』が所在するが詳細は明らかでない。東の丘陵中には、『富熊 6 号墳（古墳：古墳）』や『油山池北土堤古墳（古墳：古墳）』、『蔵ノ内油山池丘陵古墳（古墳：古墳）』などが所在する。段丘を東に下った平野には、特に遺跡の所在が確認されていない。

これらのことから検討すると、古墳を築造した権力者や基盤集落は、この段丘上を拠点としていたことが容易に想像できる。

2. 調査に至る経緯と調査の経過

宅地分譲建設計画に伴い、平成 21 年 2 月 2 日付けで埋蔵文化財の所在の及びその取り扱いについての照会文書が提出された。

近隣地では、既に『蔵ノ内遺跡』の所在が確認されており、対象地においても遺跡の所在が想像された。本来であれば、即座に調査体制を整えて試掘調査を実施することが適当であったが、諸般の事情により、速やかな調査が実施できなかった。

事業者等との協議の結果、造成工事に併せて任意立会として担当者が立ち会うこととした。工事は、平成 21 年 5 月 18 日に開始した。その結果、工事の早い段階で竪穴住居跡や方形の柱穴痕跡を確認することができた。

これにより、平成 21 年 5 月 20 日付けにて文化財保護法第 96 条第 1 項の規定による書類（遺跡発見の届出について）が提出された。発見された遺跡は、『蔵ノ内遺跡』として既に登録されているものに追加して登録された。

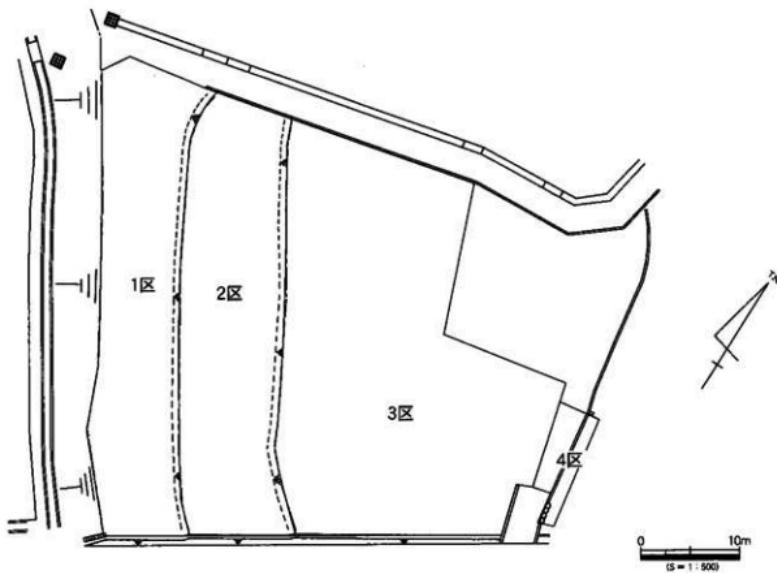
丸亀市教育委員会では、事業者が零細企業であったことから、体制を整え丸亀市による発掘調査を実



第 7 図 対象地位置図

施することとした。調査は、平成 21 年 5 月 20 日より開始し、8 月 9 日に終了した。

調査は、工事と両立を図るために、1~4 の調査区を設けて進めた。更に、調査の効率化を図るために、対象地全体に一辺 5m のグリッドを設定し、グリッド単位で調査を終了させていった。



第 8 図 調査区位置図

3. 調査の概要

調査は、対象地の内、西面の平野部に下る急傾斜地及び北東部の盛土によって遺跡が保護されたことの明らかになった範囲を除いた 1,427 m²を対象に行った。大まかな遺構面検出作業は、重機掘削によつて行ったが、遺構面検出後の精査、掘削等については全て人力によって実施した。

各調査区では、偏りもあるが多くの遺構、遺物を検出することができた。ここで調査区毎の概要を記す。

[1 区]

北西隅で溝状遺構を検出する。主軸は北東から南西となっており、現況の地形とは斜交する。また、中央付近では、竪穴住居を検出するが、東の一部のみ残存しており中央から西部は残存していない。竪穴住居の東側には、薄く溝状遺構が確認できるが、残存状況が良好でなく途切れている。

[2 区]

南端の 3 区と接する付近で方形の柱穴痕跡を確認した。付近で他の遺構は認められない。中央部付近では、現在の地形に沿う軸を持つ溝状遺構が 2 条確認できる。2 条の溝状遺構は並行するが西のものは残存状況が良くない。北半部では、土坑状落ち 5 基が直線状に等間隔で並んでいる。横への広がりが認められないことから檜列 (SA01) と考えられる。



第9図 造構配面図

その他多くの土坑状落ちを検出しているが、整理作業が完了しておらず詳細については不明である。

【3区】

南端で方形の柱穴痕跡が多く検出される。検出されたのは、本来の掘立柱建物の北端部であり、南部は南の市道により消失していることから詳細は不明である。また、柱穴痕跡同士の切り合いが認められることから、複数の掘立柱建物が重なっていると考えられる。方形ピット群の北側に小土坑が多く検出されているが、規則性が認められず詳細は不明である。

中央の西半部では土坑状落ちが検出されており、1間×2間の掘立柱建物2棟の所在が予想されるが、整理作業が完了していないことから未確定である。

北部では多くの土坑状落ちを検出している。その中で調査中に確認できたものとして、東西2間、南北5間以上の掘立柱建物(SB01)がある。SB01の位置及びその東西にはベース面が黒色の粘質土層となっており、調査の結果、径15m前後を測る池状の落ちであることがわかった。池状の落ちには南方及び西方に構造遺構が接続している。地形上、段丘縁辺部に位置することから貯水用のものと思われるが、北方及び東方の状況が調査区域から外れていることや整理作業が完了していないことから詳細については不明である。

その他、かなり焼けた礫の集積する大型土坑や大小の土坑が多く検出されているが、整理作業が完了していないことにより詳細な情報は把握できていない。

東部には、南北軸の構造遺構と土坑状落ちが多く検出されているが整理作業が完了しておらず詳細については不明である。

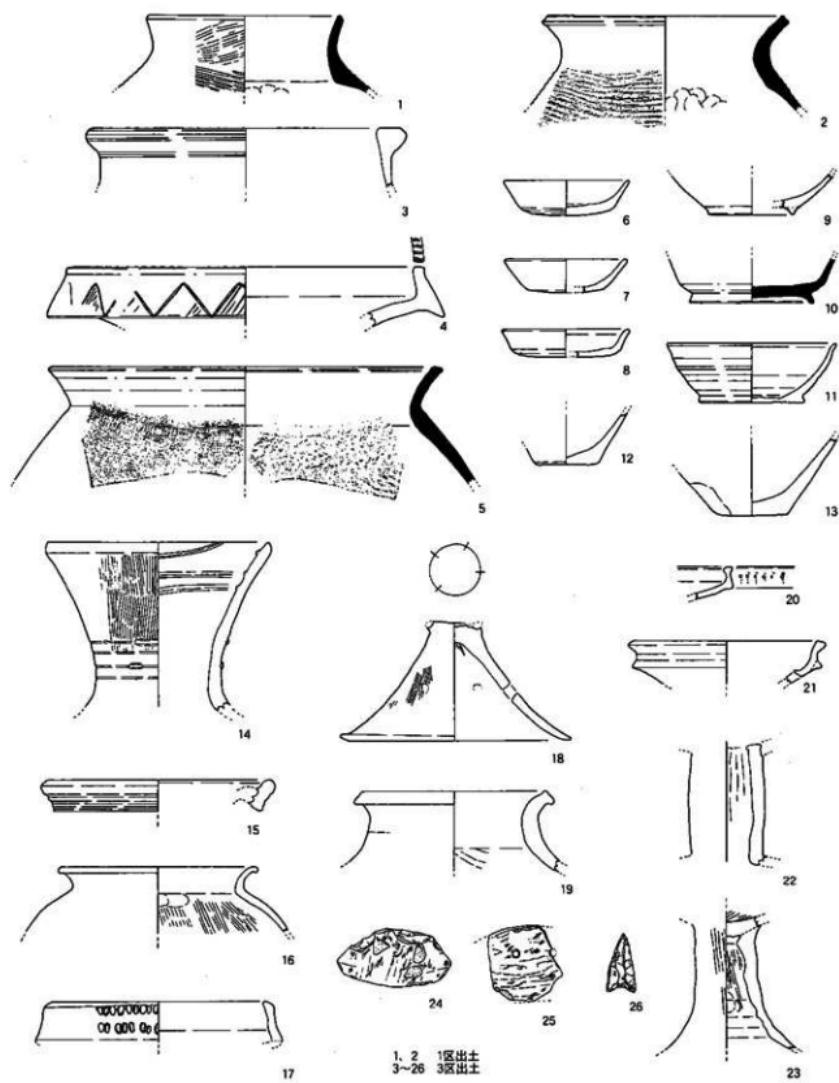
南部には谷状の地形があり、弥生土器を多量に包含する土で埋まっていた。このことから検討すると、弥生時代の遺構密度はかなり濃いものであったことが予想される。

【4区】

工事の対象地と東に隣接する土地との境界のコンクリート壁を建設することから、若干区域からはみ出すのでその部分を4区として調査を実施した。

結果、東西軸の複数の構造遺構が西側の南北軸の構造遺構に接続して南に延びる状況が確認された。併せて土坑状落ちも多く検出されたが、詳細については不明である。

調査では、多くの遺物も出土している。整理作業が完了していないが、その一部についてのみ報告する。1は、1区北端で検出した溝から出土した須恵器甕の口縁部である。口縁は直線的にやや上方に短く延びる。外面にはタタキが見られ、口縁端部ではタタキのあとナデ調整されている。内面は回転ナデ、指ナデの調整が見られる。2は、1と同じく、溝から出土した須恵器甕の口縁部である。体部外面にはタタキが見られ、内面には指ナデの調整が見られる。3は、3区土坑から出土した土師質土器土鍋の口縁部である。口縁端部は、玉縁状に膨らみ、内外面ともに煤が付着している。4は、3区溝から出土した弥生土器の器台である。外上方に直線的に延びる口縁部は上下に拡張し、端部には3列に並んだ円形の刺突文が見られ、外面には鉈齒文が見られる。5は、3区北側に広がる黒色土層から出土した須恵器甕の口縁部である。6は、3区黒色土層から出土した土師器の小皿である。口径10.1cm、器高2.8cm、底径7.4cmを測る。回転ナデ調整され、底部はヘラ切りである。7は、3区土坑より出土した土師器の小皿である。8は、7と同じ土坑より出土した土師器の小皿である。9は、7、8と同じ土坑から出土した黒色土器碗の底部である。内面にはヘラミガキの調整がわずかに見られ、外面、高台とともにナデ調整が見られる。10は、3区土坑より出土した須恵器坏身の高台付き底部である。11は、3区より出土した土師器碗である。回転ナデ調整で成形され、底部はヘラ切りの平高台である。12は、3区土坑より



第10図 出土遺物実測図

0 20cm
(S = 1:10)

出土した弥生土器の底部である。13は、3区より出土した弥生土器の底部である。14は、3区黒色土層から出土した弥生土器の壺である。少し外湾気味に立ち上がる口縁部である。頸部には4条の凹線文が見られ、現状では、2条の凹線文上に突帯文が貼り付けられているが、剥離の痕から4条ともに貼り付けされていたものと思われる。内面にも貼り付け突帯文が見られる。外面には縦方向のハケ調整がみられる。15は、3区黒色土層から出土した弥生土器壺の口縁端部である。3条の凹線文が見られる。16は、3区黒色土層から出土した弥生土器壺である。短く「く」の字状に外反する口縁部であり、端部は下方に拡張している。内面にはハケ調整、指オサエが見られる。17は、3区黒色土層から出土した弥生土器壺の口縁部である。粘土帯及び2条の爪形文が見られる。18は、3区黒色土層から出土した弥生土器の甕蓋である。復元天井部径4.8cm、器高9.7cmを測り、緩やかに開く体部を有する。体部には、4方向の穿孔が見られる。摩滅のため調整は不明である。19は、3区黒色土層から出土した弥生土器の甕である。20は、3区黒色土層から出土した弥生土器の高坏の坏部である。坏部はやや内湾気味に立ち上がり短く外湾して口縁部に至る。口縁端部は内外にやや拡張している。外面には円形の刺突文が施されている。21は、3区黒色土層から出土した弥生土器の高坏の坏部である。20同様の形態を有するが、屈曲部分が滑らかで、突帯状になる。1ヶ所の穿孔が見られる。摩滅により調整は不明である。22は、3区黒色土層から出土した弥生土器の高坏の脚部である。摩滅により調整は不明であるが、坏部との接合面からみて、円盤充填と考えられる。23は、3区黒色土層から出土した弥生土器の高坏の脚部である。24は、3区黒色土層から出土した流紋岩製の石包丁である。25は、3区黒色土層から出土した石包丁である。26は、3区黒色土層から出土したサヌカイト製の石鎌である。

4. まとめ

今回の調査で、対象地内における遺構の配置状況を確認することができた。対象地の内、南西部については遺構密度が薄いが、その他の範囲については比較的多くの遺構が残存している。特に、北部の遺構密度が濃いことが判明した。検出された遺構の大半は、弥生時代に属するものと考えられるが、2区、3区の南端で検出した方形の柱穴群及び3区北部の大型掘立柱建物は古代から中世に属すると考えられる。

また、3区南部の谷状に窪んだ地形に堆積する包含層には、多量の弥生土器片が包含されていたことからも弥生時代には特に盛んな生活が営まれていたことが推定される。

※ 今回の報告では、調査後の整理作業が進んでいないことから、概略のみとなるが、整理作業終了後に藏ノ内遺跡発掘調査報告書として本報告をする予定である。



重機掘削作業風景



人力作業風景



1区 竪穴住居跡



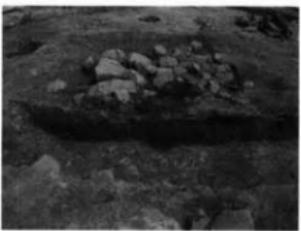
3区 棚列跡



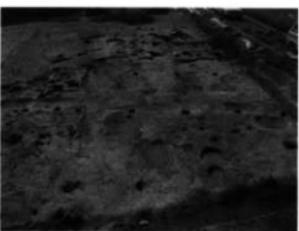
3区 方形柱穴群



3区 掘立柱建物跡

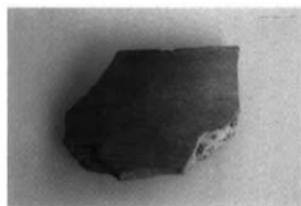


3区 集石遺構

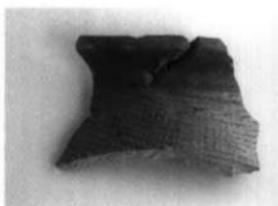


3区 全景: 東から

図版5 蔵ノ内遺跡発掘調査(1)



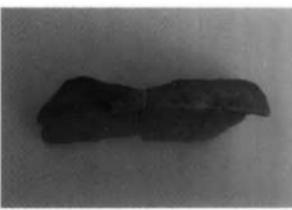
1



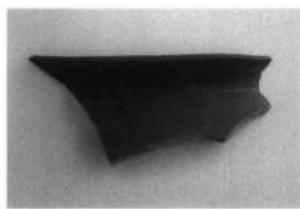
2



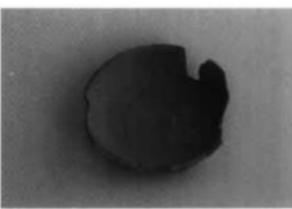
3



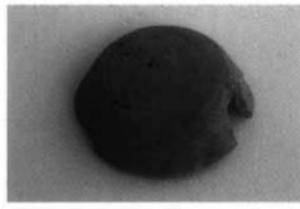
4



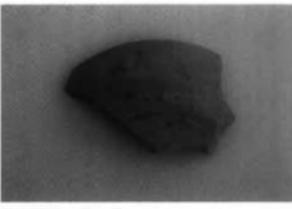
5



6



6



7

図版 6 蔵ノ内遺跡発掘調査(2)



8



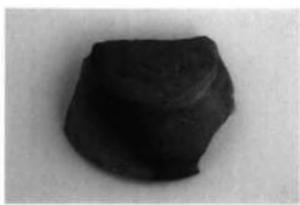
9



10



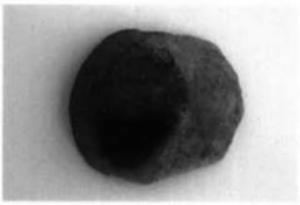
11



11



12



13



14

図版 7 蔵ノ内遺跡発掘調査(3)



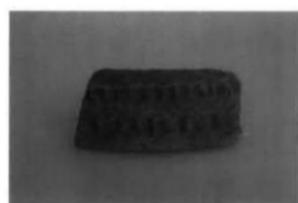
14



15



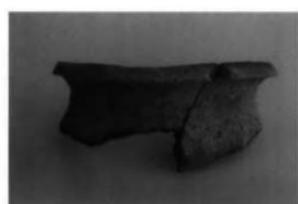
16



17



18



19

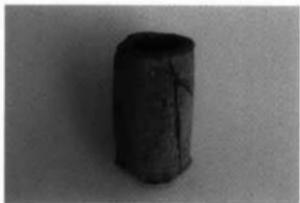


20



21

図版 8 蔵ノ内遺跡発掘調査(4)



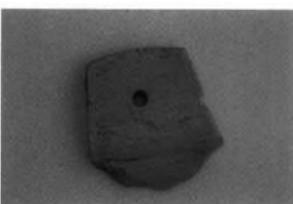
22



23



24



25



26

図版 9 藏ノ内遺跡発掘調査(5)

中津町字兵庫地区
【中津兵庫遺跡】

第IV章 中津町字兵庫地区試掘調査

調査対象地 丸亀市中津町字兵庫 709-1
 調査期間 平成 21 年 7 月 27 日
 調査面積 約 38 m²(調査対象地面積 1,196 m²)

1. 立地と環境

対象地は、丸亀平野中央よりやや西寄り、金倉川左岸の河口近くに位置する。また、肥沃な沖積平野であり古代以降に整備された条里制施行による地割が現在において良好に残存している。

周辺の埋蔵文化財包蔵状況は、工事計画地の南西に接する区域で『中津兵庫遺跡(弥生・古墳：集落跡)』の所在が近年の調査で発見されている。また、近接地には、『南鴨遺跡(弥生・古墳：包含地)』や金倉川を挟んだ東側には『道下遺跡(弥生～近世：包含地)』、『中の池遺跡(弥生：集落跡)』など、弥生時代を中心とした遺跡が比較的多いことが知られている。金倉川左岸域に限定すると、中津兵庫遺跡より北方域には周知の埋蔵文化財は今までに登録されているものは無い。

2. 調査に至る経緯と調査の経過

駐車場建設事業に伴い、対象地内における埋蔵文化

財の所在の有無及びその取り扱いについての照会文書が平成 21 年 6 月 26 日付けで提出された。

対象地西側に隣接する工場敷地内は、平成 19 年度に行われた試掘調査によって、南北方向に流れる大型の溝状遺構を検出し、『中津兵庫遺跡』として周知の埋蔵文化財包蔵地に登録されている。

中津兵庫遺跡の溝状遺構は、今回の対象地に向かって延びていることから、対象地内にも同様の遺構が存在する可能性が高かった。適切な埋蔵文化財の保護を図るために、事前に試掘調査を行うこととなった。

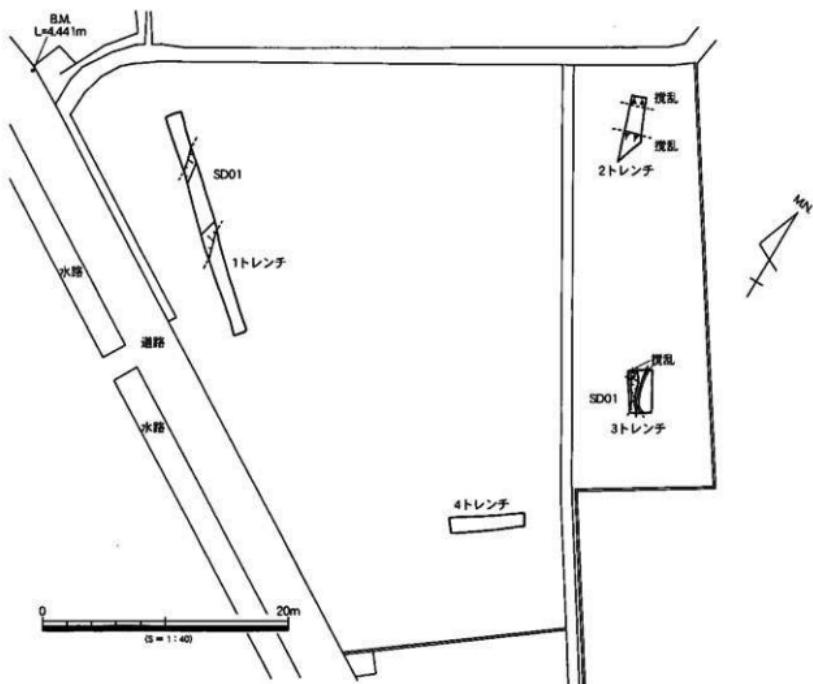
調査の結果、『中津兵庫遺跡』から延長する溝状遺構が 1 条検出された。溝状遺構の検出された範囲及びその周辺は、既に登録されている『中津兵庫遺跡』同様の保護措置が必要であると考えられたが、遺構の確認できなかった区域については、今後の保護措置は不要であるとの判断をし、平成 21 年 10 月 30 日付けで香川県教育委員会に対して調査結果の報告をすると共に今後の取り扱いについての協議を申し出た。その結果、平成 21 年 11 月 4 日付けにて中津兵庫遺跡として範囲を変更して登録されることとなった。

3. 調査の概要

調査は、トレンチ調査とし、対象地内に 4 箇所のトレンチを設定した。掘削は、重機で行なった後人



第 11 図 対象地位置図



第12図 トレンチ配置図

力により精査を行った。

以下、トレンチ毎に概要を報告する。

【1 トレンチ】

対象地西端において、南北軸に長さ約 18.5m のトレンチを設定した。

平成 19 年度の調査で検出した大型の溝状遺構の延長と考えられる溝状遺構 (SD01) が、トレンチを斜交するように伸びていることが確認できた。幅約 4.5m、深さ約 0.7m を測り、工場敷地内の溝状遺構と同様の規模といえる。SD01 からは、須恵器片、土師質土器が出土した。

【2 トレンチ】

対象地東端において、南北軸に長さ 3.5m のトレンチを設定した。

耕作土直下で床土が見られるが、その直下からは土層が水平堆積となっており、観察結果から旧流路域であったものと推測できる。遺構の検出はなかったが、トレンチの北側と南側では擾乱を受けている。擾乱土からは、近世陶磁器が出土している。

【3 トレンチ】

2 トレンチの南側に同じく長さ 3.5m のトレンチを南北軸に設定した。

トレンチ東半分は、攪乱の影響がひどく、詳細については不明であったが、西側において小規模な溝状遺構を検出した。幅 0.5m、深さ 0.3m を測る。出土遺物は認められなかった。遺構面が耕作土直下から始まることから、近世以降と考えられる。

【4 トレンチ】

調査地中央部分の南端に、長さ 6m のトレンチを東西軸に設定した。

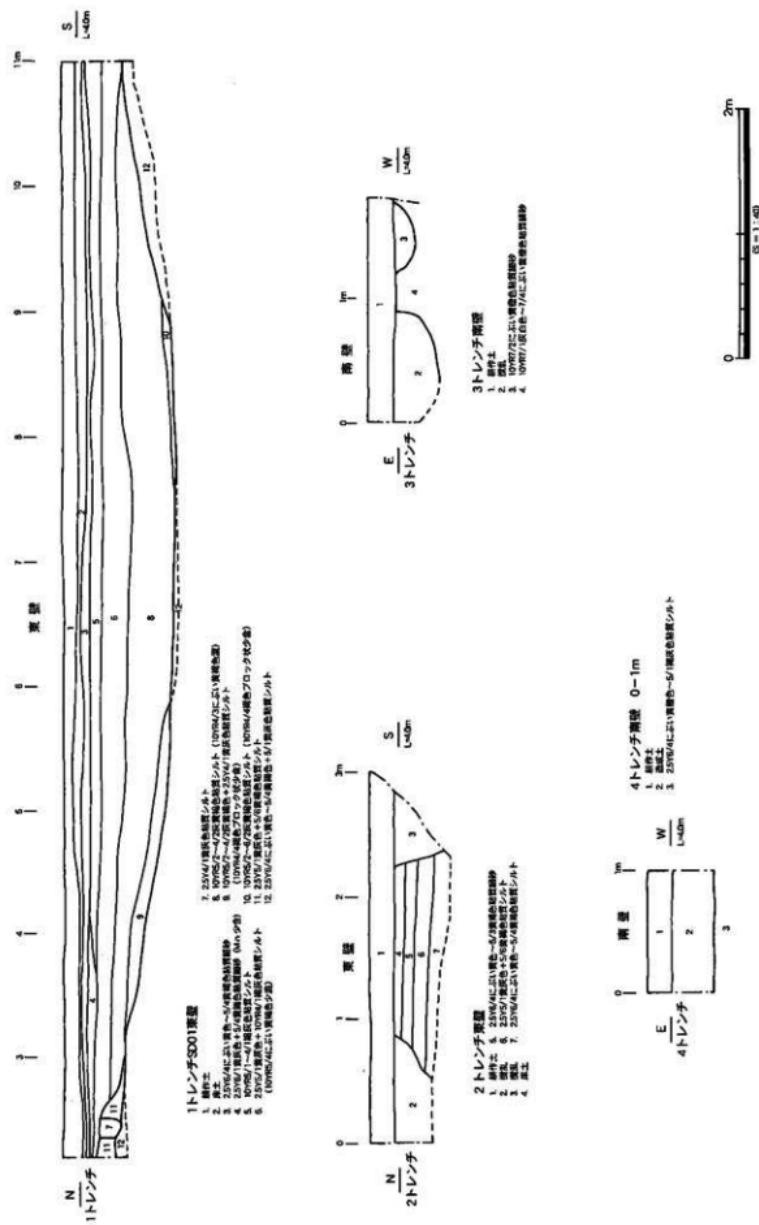
耕作土直下に整地造成土が 0.3m の厚さで堆積しており、その下から当時の地山面と考えられる層が見られたので、重機による掘削を中止した。遺構・遺物共に認められなかった。

トレンチ名	延長	主な時代	主な遺構	出土遺物等
1 トレンチ	1.1m × 18.4m	不明	溝 1 条	須恵器、土師質土器
2 トレンチ	1.2m × 3.5m	不明	なし	近世陶磁器
3 トレンチ	2.0m × 3.5m	近世以降	溝 1 条	なし
4 トレンチ	1.2m × 6.0m	不明	なし	なし

第 3 表 トレンチ概要総括表



第 13 図 埋蔵文化財包蔵地範囲



第14図 1~4 トレンチ断面図

4. まとめ

調査の結果、1トレンチで検出した溝状遺構は、中津兵庫遺跡から延長する溝であることが判った。これらの溝は、ほぼ真北方向に流れしており、現状の地形にも即していないことから条里制施行以前の時代に属するものと考えられる。

3トレンチの小規模な溝状遺構も近世以降のものと思われる。

1トレンチで発見したSD01の展開する範囲及びその周辺区域は、中津兵庫遺跡から延長する溝であり中津兵庫遺跡として範囲を変更し、周知の埋蔵文化財包蔵地として今後の保護措置が必要であると考えられる。今回の調査で遺構等の検出されなかった区域については、今後の保護措置は不要である。

中津兵庫遺跡の新しい区域については、平成21年10月30日付けで香川県教育委員会に協議を申し出た結果、新たに範囲を追加して登録された。

今後は、新しい区域を対象として埋蔵文化財保護に努めたい。



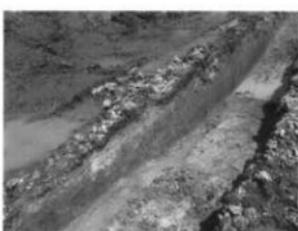
計画地全景：南から



重機による掘削作業風景



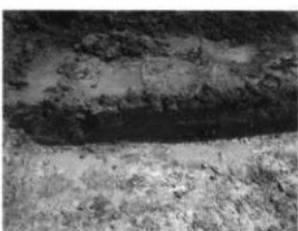
1 トレンチ 溝跡検出(中央の黒い箇所)



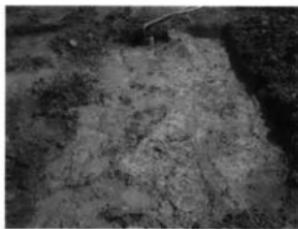
1 トレンチ 溝跡土層断面



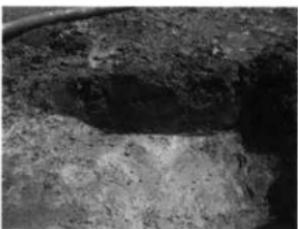
2 トレンチ全景



2 トレンチ土層断面



3 トレンチ全景

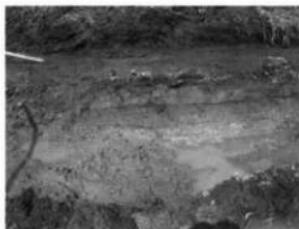


3 トレンチ 西側溝跡土層断面

図版 10 中津町字兵庫地区試掘調査(1)



4 トレンチ全景



4 トレンチ土層断面

図版 11 中津町字兵庫地区試掘調査(2)

川西町南字中方地区

第V章 川西町南字中方地区試掘調査

調査対象地 丸亀市川西町南字中方 1036・1、1038・1
 調査期間 平成 21 年 10 月 13 日
 調査面積 約 73 m²(調査対象地面積 1,680 m²)

1. 立地と環境

対象地は、丸亀平野中央より少し奥まったところからやや東寄りの土器川左岸約 200m に位置する。対象地の東側は、土器川の氾濫域であったことが地形図より読み取れる。

この付近では、ほとんど埋蔵文化財の調査を行った経緯が無く、埋蔵文化財の包蔵状況は不明であるが、条里地割内の安定した土地にあり、古くから開発が進んでいた可能性がある。

少し離れると、北側の高松自動車道敷地において『川西北七条 I 遺跡(中世~近世: 包含地)』、『川西北七条 II 遺跡(中世~近世: 包含地)』、『川西北鍛冶屋遺跡(中世~近世: 包含地)』が所在している。これらの遺跡が分布している範囲の北側には、『九頭神双子山遺跡(古墳: 包含地)』、『九頭神葦池遺跡(古墳: 包含地)』などの多くの遺跡が分布している。



第 15 図 対象地位置図

2. 調査に至る経緯と調査の経過

共同住宅建設用地開発に伴い、対象地内における埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについての文書が平成 21 年 7 月 27 日付けで提出された。

近隣では、これまでに埋蔵文化財に関する調査事例が無く、遺跡の分布状況は不明であった。しかし、土器川左岸域の比較的安定した区域であったことが条里制地割の良好な残存状況から読み取ることができる。

対象地で試掘調査を実施することにより、未調査地の情報を得ることができ、より正確な遺跡地図を整備するという目的を達することができ、調査を行う意義は大きく試掘調査を行った。

市教育委員会では、調査体制を整え、平成 21 年 10 月 13 日に調査に着手した。後述するが、遺構等の検出は見られたものの非常に希薄であり、調査に多くの時間を費やすことが有効であるとは考えられない内容であったため、調査は一日で終了した。

調査結果については、平成 21 年 10 月 26 日付けで香川県教育委員会に提出し、今後の包蔵地としての取り扱い方について協議を申し出た。10cm

市教育委員会としては、遺構等が検出できるものの希薄で地域の埋蔵文化財の包蔵状況の解明に結びつくものではなかったため、今後の保護措置は不要と考えている。

3. 調査の概要

調査は、トレンチ調査とし、対象地内に3箇所のトレンチを設定した。掘削は重機で行い、人力により精査を行った。

以下、トレンチ毎に概要を報告する。

【1 トレンチ】

調査地南部に東西軸で設定した。

耕作土直下には白灰～灰黄色の細砂層が見られるが、整地による盛土と考えられる。20cm前後の厚みを測る。

整地層の下部では溝状遺構や土坑状落ちを伴う面を検出したことから、遺構面と判断した。検出した遺構は、トレンチ中央付近及び西端付近に直交する溝状遺構それぞれ1条ずつと東半部で土坑状落ち2基である。各遺構共に検出段階で掘削を終えたため、深さ及び遺物の包含状況については不明である。

SK01 及び SK02 は、いずれも埋土に暗褐色系の粘質細砂を持つ浅い落ちへの堆積で遺構とならない可能性がある。SD01 は、埋土に明灰色のシルト質細砂を呈している。SD01 の西側には、黒色（暗褐色）の層が広がる。底面等の状況からこの堆積層は溝状遺構ではなく低地への堆積痕跡と思われる。

【2 トレンチ】

2 トレンチの北側に並行するように、調査地中央部に東西軸で設定した。

土層序は、1 トレンチと類似するが、整地層の厚さが 30cm 前後となることがわかる。トレンチ中央よりやや西寄りとトレンチ西端付近でトレンチに直交する溝状遺構 2 条 (SD01, SD02) を検出した。埋土が 1 トレンチの SD01, SD02 と類似していることから、それぞれ 1 トレンチの溝状遺構と連続するものと考えられる。

SD01 の東側で、1 トレンチで確認したものと同様の黒色（暗褐色）堆積層が認められる。

【3 トレンチ】

調査地北部で 1・2 トレンチと並行になるよう、東西軸で設定した。

耕作土直下の整地土厚は 30cm ほどであるが、1・2 トレンチを設定した圃地からは 20cm ほど低いため遺構面は 2 トレンチのものよりさらに 30cm ほど低くなる。3 トレンチではこの遺構面より更に 10cm ほど上の層で 1 面の遺構面が認められる。下のものを第 1 遺構面、上のものを第 2 遺構面とする。

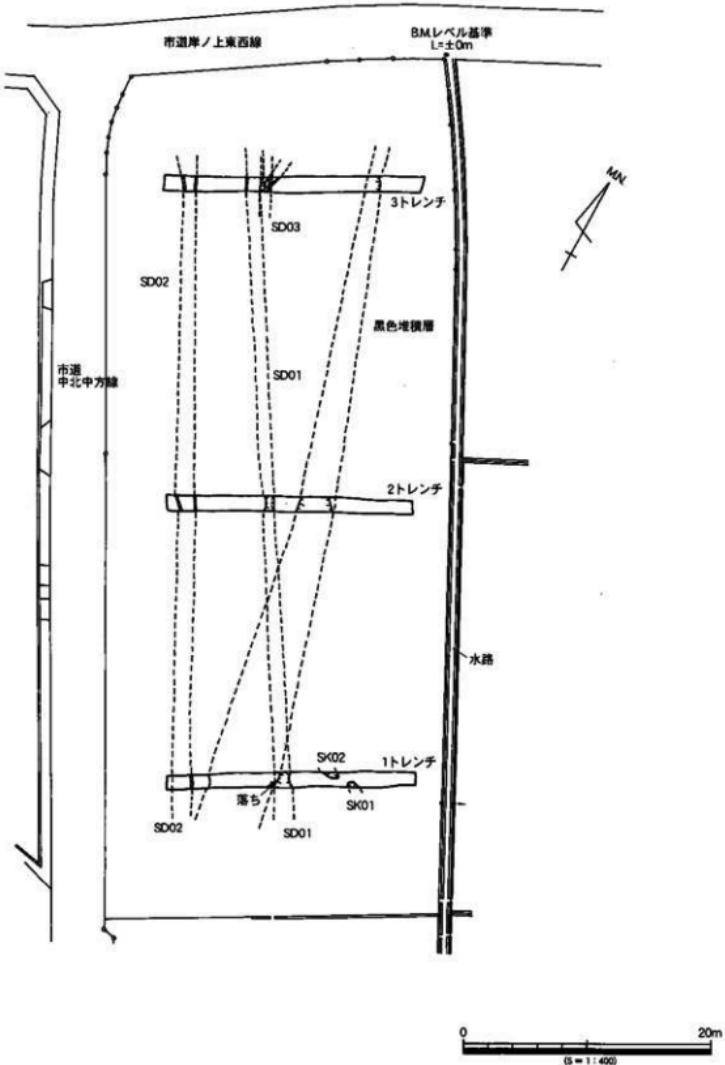
第 1 遺構面では、トレンチ中央よりやや西寄りとトレンチ西端部でトレンチに直交する溝状遺構 (SD01, SD02) を検出した。埋土・配置状況から検討した結果、1 トレンチ及び 2 トレンチの SD01, SD02 にそれぞれ連続するものと考えられる。SD01 の埋土には、微量の土師質土器片とサヌカイト片が包含している。

また、トレンチ東部で僅かに黒色（暗褐色）堆積層が認められた。

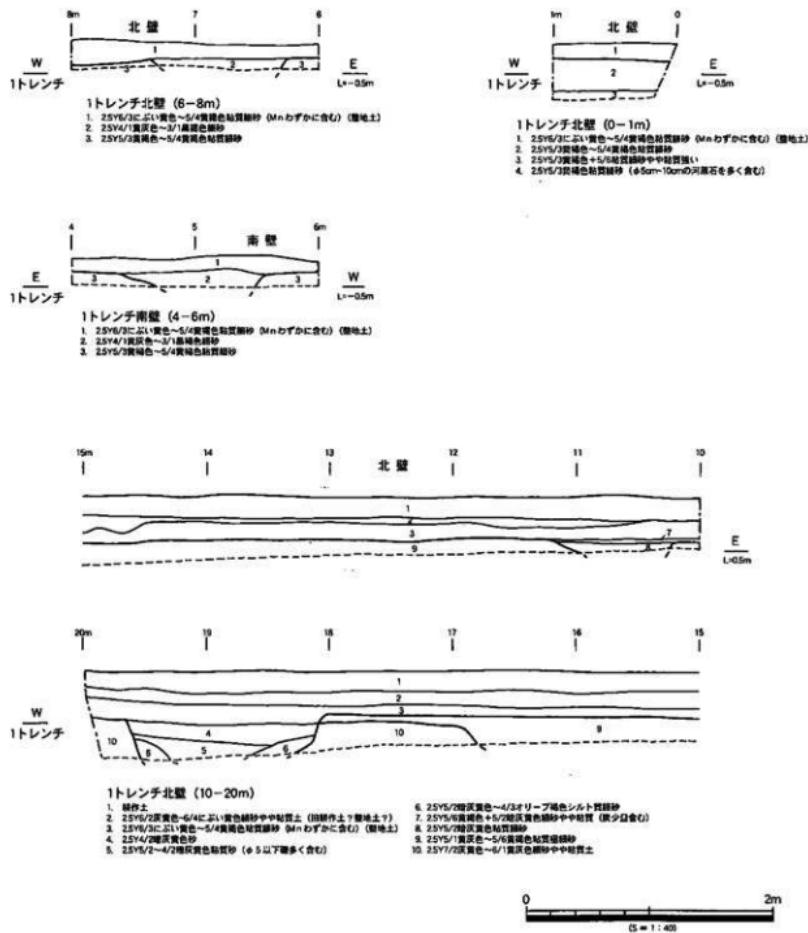
第 2 遺構面には、第 1 遺構面の SD01 の上部に溝状遺構 (SD03) が検出された。トレンチに対して直交する。

トレンチ名	延長	主な時代	主な遺構	出土遺物等
1 トレンチ	1.2m × 20.1m	不明	溝 2 条、土坑 2 基	土師質土器片
2 トレンチ	1.2m × 19.9m	不明	溝 2 条	なし
3 トレンチ	1.2m × 20.8m	不明	溝 3 条	土師質土器片、サヌカイト片

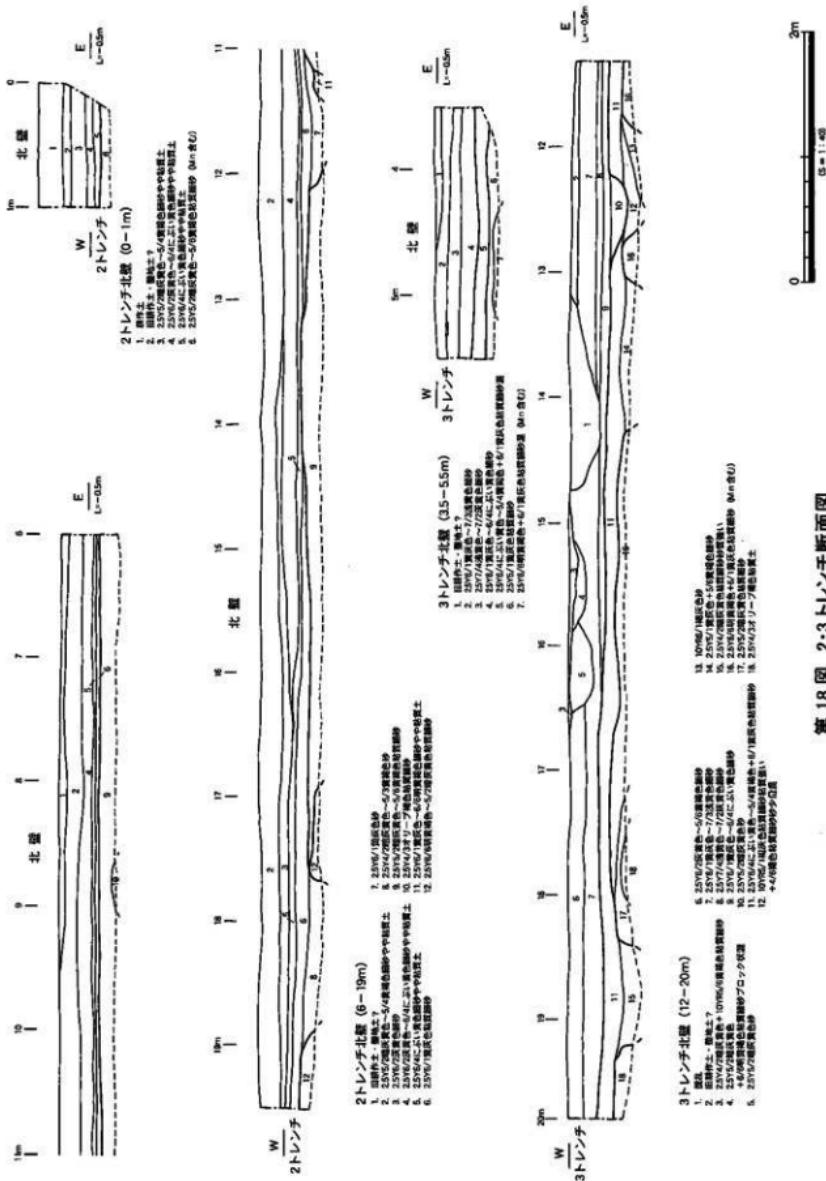
第 4 表 トレンチ概要総括表



第16図 トレンチ配置図



第17図 1トレンチ断面図



第18図 2・3トレンチ断面図

4. まとめ

調査の結果、対象地の旧地形は南から北に約0.9%の勾配で下がることがわかった。対象地の北部では遺構面が2面となることも確認できた。これは、後世の開墾等で地形を平坦に整える際に影響によるものと考えられる。

第1遺構面には、西半部に並行する2条の溝状遺構が確認できた。これらの溝状遺構は、現在の地割とほぼ合致しており、埋土が砂質土で構成され遺物を包含していないことから、集落に関するものではなく田畠等の農業生産施設に関するものと考えられる。現況が条里地割に対応することから、条里制施行以降のものと考えられる。遺物の出土が乏しく、時期の特定には至らない。

第1遺構面でSD01が切り合うように黒色(暗褐色)堆積層が対象地の対角線上に認められる。これは、低地に堆積した層と考えられ、旧地形の傾斜方向を示すものと思われる。

第2遺構面は、調査区の北部で確認された。確認できた遺構は、3トレンチのSD03のみである。遺物の包含も無く、詳細については把握することができなかった。

今回の調査で、対象地内で条里制施行以降のものと考えられる溝状遺構を2条、上層面で1条の溝状遺構を確認した。

条里制施行以降の溝状遺構は、遺物の包含も無く詳細については不明である。同一面で土坑状の落ちも認められたが、遺構として取り扱うには内容が薄かった。上層面で確認された溝状遺構についても、遺物の包含が無く、周辺に集落等が所在することを裏付けるまでのデータを得ることはできなかった。

調査の結果、調査地内については、遺構が認められるものの密度が薄いことや十分なデータを得られる状況になかったことから、対象地についての埋蔵文化財の包蔵状況記録は、今回の調査により完了し、今後の保護措置は不要であると考えられた。



計画地全景: 北から



重機による掘削作業風景



1トレンチ全景: 西から



1トレンチ SK01-SK02 検出状況



1トレンチ SD01 検出状況: 東から



1トレンチ SD01 断面: 南から



1トレンチ SD02 確認状況: 南から



1トレンチ黒色(暗褐色)堆積層西肩部: 南から

図版 12 川西町南字中方地区試掘調査(1)



2トレンチ全景:西から



2トレンチ SD01 検出状況:南から



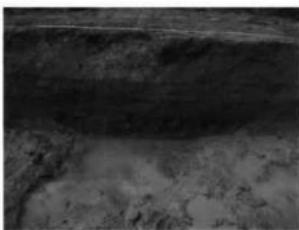
2トレンチ SD02 検出状況:北から



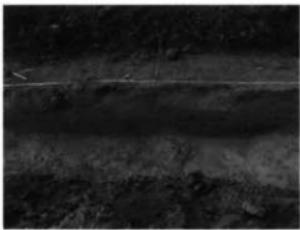
2トレンチ黒色(暗褐色)堆積層確認状況:南西から



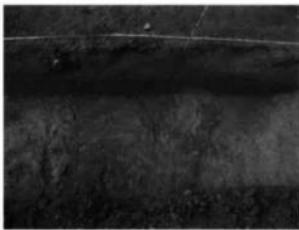
3トレンチ全景:東から



3トレンチ SD01、SD03 切り合い確認状況:南から



3トレンチ SD01・SD03 確認状況:南から



3トレンチ SD01 検出状況:南から

図版 13 川西町南字中方地区試掘調査(2)



3 トレンチ SD02 確認状況:南から



埋め戻し作業風景

図版 14 川西町南字中方地区試掘調査(3)

郡家町字地頭地区

第VI章 郡家町字地頭地区試掘調査

調査対象地 丸亀市郡家町字地頭 899
 調査期間 平成 21 年 11 月 26 日
 調査面積 約 61 m²(調査対象地面積 1,004 m²)

1. 立地と環境

対象地は、土器川と金倉川の中間、沖積平野である肥沃な丸亀平野の中央よりやや南寄り、宝幢寺下池のやや北部に位置する。

周辺の埋蔵文化財包蔵地の状況は、直近では調査事例もなく、埋蔵文化財包蔵地は無い。少し離れると南の宝幢寺上池、宝幢寺下池、仁池の底には『宝幢寺跡(古代:寺院)』の所在が知られている。また、北側の高松自動車道建設時には、敷地内において多くの遺跡が見つかっている。更に、北東の領家地区では『領家遺跡(古墳:包含地)』として広大な範囲が遺跡包蔵地として登録されている。

また、付近は、条里制地割が広範囲に見られるが、対象地付近に限定してみると、やや乱れていることから、低湿地等の開発に向かない地域であった可能性も否定できない。



第 19 図 対象地位置図

2. 調査に至る経緯と調査の経過

対象地に計画された宅地分譲建設事業に伴い、平成 21 年 10 月 26 日付けで埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについての照会文書が提出された。

この付近は、条里制地割が比較的良好に残存しており、安定した土地で早くから開発が進められていたことが考えられた。しかしながら、対象地を含めた直近の区域は条里地割の乱れがあることから、開発等に向かないエリアであった可能性も考えられた。付近での調査事例も乏しく、市教育委員会では埋蔵文化財の包蔵状況を示す資料を持ち得ていなかったことから、試掘調査を実施することが適当であるという結論に至った。対象地で試掘調査を実施することは、未調査地の情報を得ることができ、遺跡地図の整備に役立つものであることからも試掘調査を実施する意義は大きい。

市教育委員会では、調査体制を整え平成 21 年 11 月 26 日に試掘調査に着手した。後述するが、現地における埋蔵文化財包蔵状況は、非常に希薄なものであり、長期間を費やす調査の実施が有効であると考えられなかつたため、調査は一日で終了した。

調査結果については、平成 22 年 1 月 29 日付けで香川県教育委員会に報告すると共に今後の埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いについての協議を申し出た。現時点において回答は成されていないが、市教育委員会としては今後の保護措置は不要であると考えている。

3. 調査の概要

調査は、トレンチ調査とし、対象地内に4箇所のトレンチを設定した。掘削は重機で行い、人力により精査を行った。

以下、トレンチ毎に概要を報告する。

【1 トレンチ】

対象地中央東寄りに東西軸で設定した。

東端部で耕作土直下及び1層目からの溝状遺構を検出した。層位が変わっても位置的に変化しないことや埋土に縫まりがないことから近現代のものと考えられる。

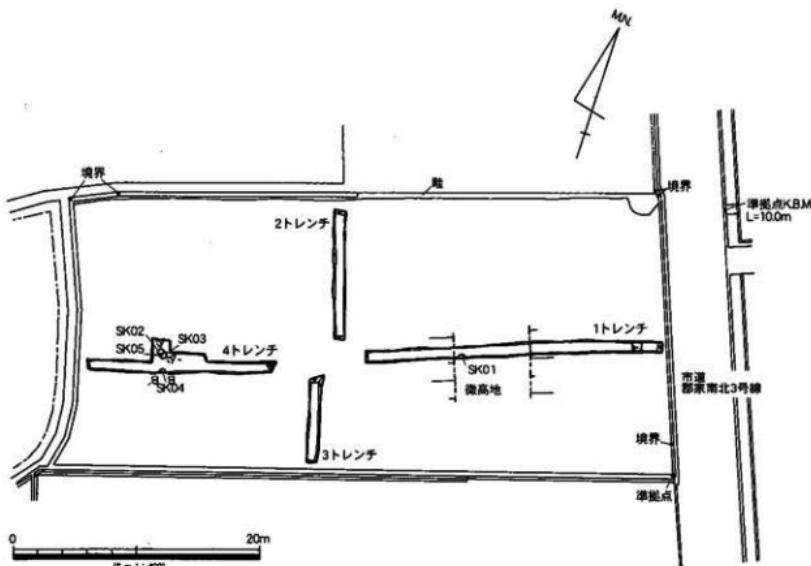
耕作土直下には、約15cm厚の整地がなされており微量の土器片を包含する。その下層には暗褐色の粘質土層が見られる。これには遺物の包含も認められず、観察状況から地山層と考えられる。

地山面は西に向けて緩やかに高くなり、トレンチ西部で再度低くなる。高くなった微高地状の安定地では土坑1基(SK01)を検出した。埋土から土師質土器片が出土するが詳細は不明である。トレンチ内でこれに対応する遺構は認められなかった。

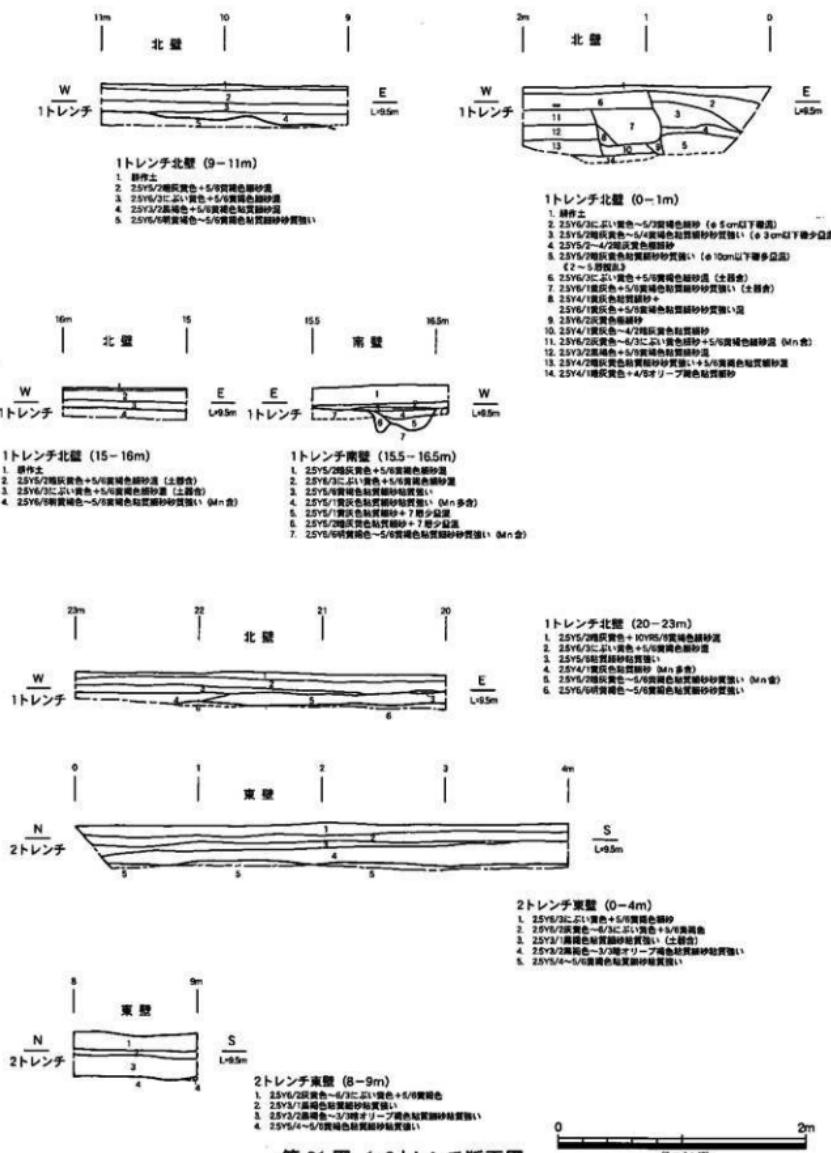
【2 トレンチ】

対象地中央北寄りに南北軸で設定した。

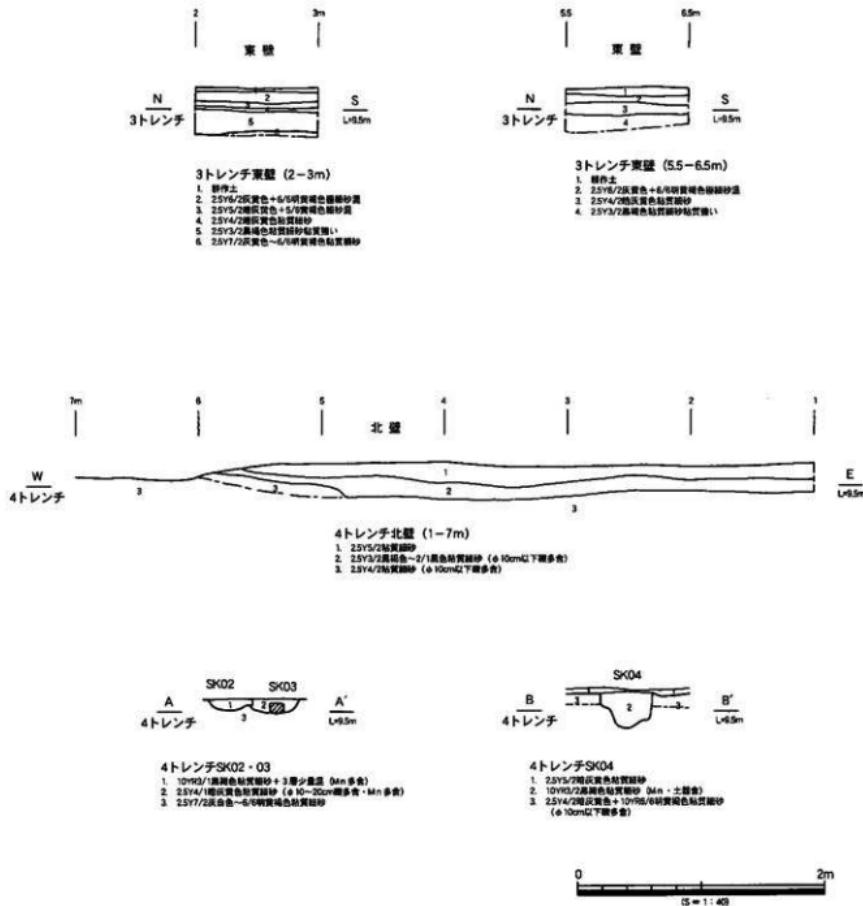
土層序は、1 トレンチと類似しているが、一部でベース層上に黒褐色砂質土の堆積が認められる。この層からは、土師質土器片が比較的まとまって出土するが下層面で遺構の検出は認められなかった。



第20図 トレンチ配置図



第21図 1・2トレンチ断面図



第 22 図 3・4 トレンチ断面図・4 トレンチ遺構断面図

トレンチ名	延長	主な時代	主な遺構	出土遺物等
1 トレンチ	1.0m × 12.8m	不明	溝 2 条、土坑 1 基	須恵器片、土師質土器片
2 トレンチ	1.0m × 10.4m	不明	なし	土師質土器片
3 トレンチ	1.0m × 6.9m	不明	なし	なし
4 トレンチ	1.0~2.7m × 15.0m	不明	土坑 4 基	土師質土器片

第 5 表 トレンチ概要総括表

4.まとめ

調査の結果、1トレンチで検出した溝状遺構は、中津兵庫遺跡から延長する溝であることが判った。これらの溝は、ほぼ真北方向に流れしており、現状の地形にも即していないことから条里制施行以前の時代に属するものと考えられる。

3トレンチの小規模な溝状遺構も近世以降のものと思われる。

1トレンチで発見したSD01の展開する範囲及びその周辺区域は、中津兵庫遺跡から延長する溝であり中津兵庫遺跡として範囲を変更し、周知の埋蔵文化財包蔵地として今後の保護措置が必要であると考えられる。今回の調査で遺構等の検出されなかった区域については、今後の保護措置は不要である。

中津兵庫遺跡の新しい区域については、平成21年10月30日付けで香川県教育委員会に協議を申し出た結果、新たに範囲を追加して登録された。

今後は、新しい区域を対象として埋蔵文化財保護に努めたい。



計画地全景：東から



重機による掘削作業風景



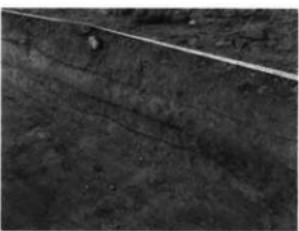
1トレンチ全景：西から



1トレンチ SK01 検出状況：南から



1トレンチ北壁土層(2~0m)



1トレンチ北壁土層(11~9m)

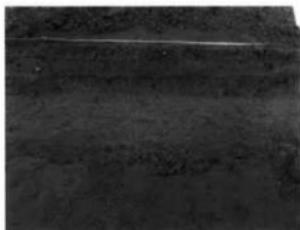


1トレンチ北壁土層(16~15m)



1トレンチ南壁土層(SK01)

図版 15 郡家町字地頭地区試掘調査(1)



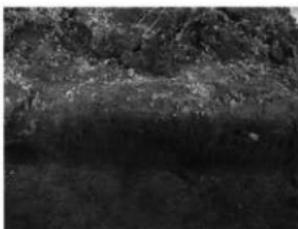
1 トレンチ北壁土層(22~20m)



2 トレンチ全景: 南西から



2 トレンチ東壁土層(0~4m)



2 トレンチ東壁土層(8~9m)



3 トレンチ全景: 北西から



3 トレンチ東壁(2~3m)



3 トレンチ東壁土層(5.5~6.5m)



4 トレンチ全景: 西から

図版 16 郡家町字地頭地区試掘調査(2)



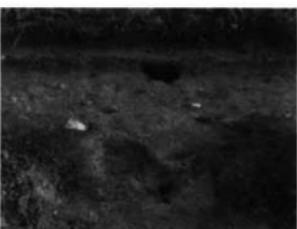
4トレンチ北壁土層(7~1m)



4トレンチ土坑群半截



4トレンチSK04 完掘



4トレンチ土坑群近景: 北から

図版 17 郡家町字地頭地区試掘調査(3)

【領家遺跡】

第VII章 領家遺跡確認調査

調査対象地 丸亀市郡家町字領家 1658-1
 調査期間 平成 21 年 11 月 27 日
 調査面積 約 13 m²(調査対象地面積 2,239 m²)

1. 立地と環境

対象地は、土器川と金倉川の中間、丸亀平野の中央よりやや南寄りに位置する。丸亀平野は、香川県最大の沖積平野で、肥沃なことから古代以降、条里制により農地として整備されている。低地等の農地開発に不向きな区域については、条里制地割が見られないことから、農地開発が行われていないものと思われる。

埋蔵文化財の包蔵状況は、対象地を中心とした東西約 600m 南北約 500m の範囲が『領家遺跡(古墳：包含地)』として知られている。南の宝幢寺上池、宝幢寺下池、仁池の底には『宝幢寺跡(古代：寺院)』の所在が知られている。また、北側の高松自動車道建設時には、敷地内において多くの遺跡が見つかっている。



第 23 図 対象地位置図

2. 調査に至る経緯と調査の経過

宅地分譲建設事業の計画に伴い、平成 21 年 10 月 26 日付けで埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについての照会文書が提出された。対象地は『領家遺跡(古墳：包含地)』として周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。これまでに詳細な調査が実施された事例が無く、詳細については明らかにされていない。

この付近は、条里制地割が良好に残存していることからも、古代より安定した土地であることが推測される。領家遺跡の中央に位置する対象地は、地形調査によると、条里地割が見られず乱れている区域に属している。観察状況から検討すると旧河道跡地であることが推測されるが、状況を確認するためにも確認調査を実施することが必須であると考えられた。

市教育委員会では、調査体制を整え平成 21 年 11 月 27 日に確認調査に着手した。後述するが、現地における埋蔵文化財包蔵状況は、土器片等の遺物の出土は見られるが、対象地全域が旧河道内に該当することが認められたことから、長期間を費やす調査の実施が有効であると考えられなかつたため、調査は一日で終了した。

調査結果については、平成 22 年 2 月 3 日付けで香川県教育委員会に報告すると共に今後の埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いについての協議を申し出た。現時点において回答は成されていないが、市教育委員会としては今後の保護措置は不要であると考えている。

3. 調査の概要

調査は、トレンチ調査とし、対象地内に3箇所のトレンチを設定した。掘削は重機で行い、人力により精査を行った。

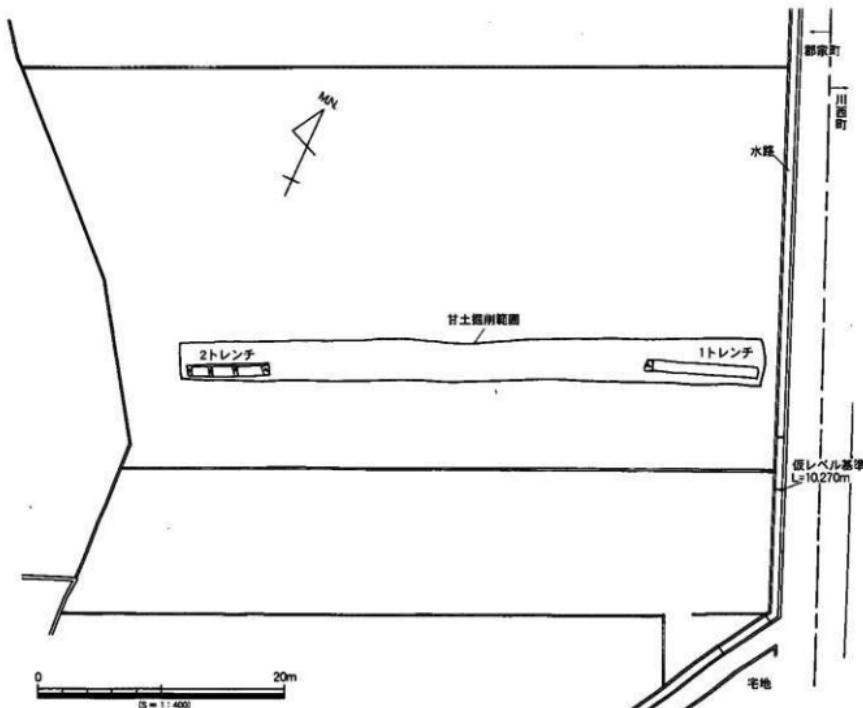
以下、トレンチ毎に概要を報告する。

【1 トレンチ】

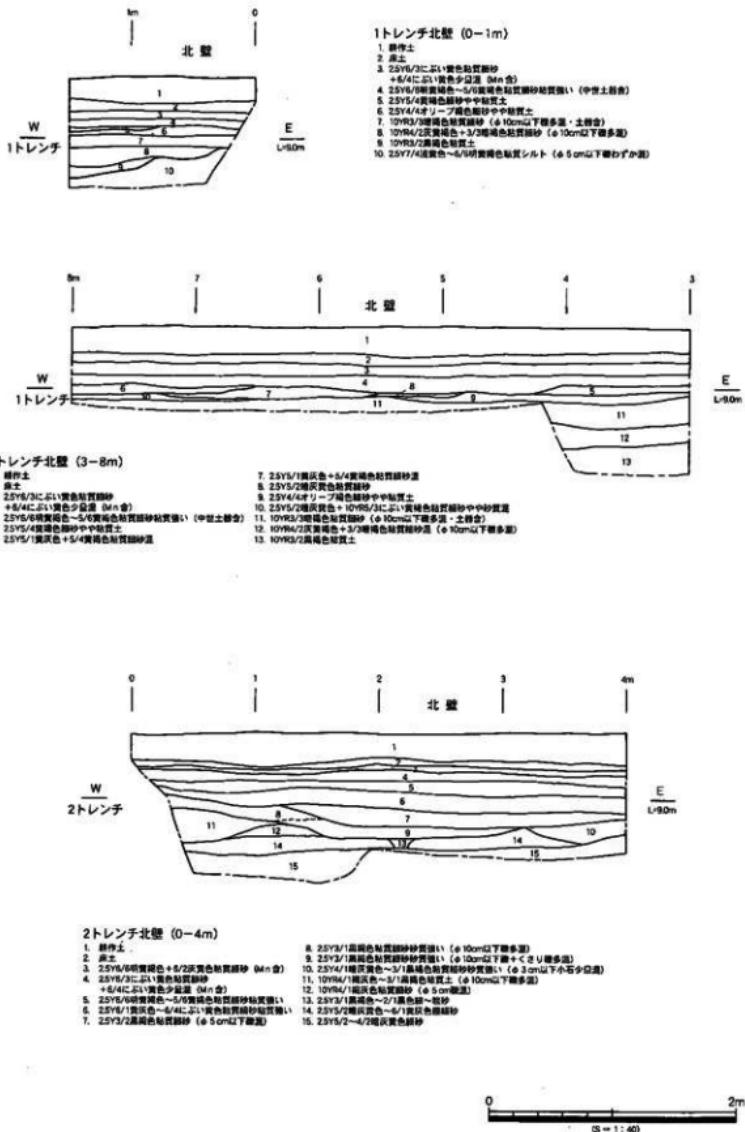
対象地中央の東端部付近に東西軸で設定した。

耕作土の下層には、灰黄色系の粘質土が水平堆積している。羽釜(第26図1)など中世以降の遺物を包含していることから、それ以降の整地によるものと考えられる。

整地層は、20cmほどの厚みを測り、その下層は暗褐色の粘質土となる。トレンチ東端部で西に下る勾配を持つベース面が確認できた。暗褐色土からは、弥生土器の底部(第26図2)や壺などが出土している。壺は、頸部には粘土帶指頭圧痕が見られる(第26図3)。西寄りで深掘をすると、更に床面は下り泥炭層が認められた。遺構は認められない。



第24図 トレンチ配置図



第25図 1・2トレンチ断面図

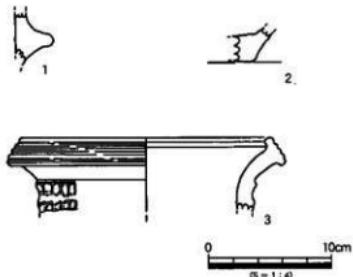
【2 トレンチ】

1 トレンチの観察状況から、対象地全域が旧河道内に属する可能性が非常に高くなつたことから、対象地中央の西端部付近に東西で設定して確認することとした。

上半部の土層は、1 トレンチ同様で中世以降の整地によるものと考えられる。その下層には、暗褐色粘質土の堆積が見られるが、西端部で小礫を多く含む層が認められた。堆積状況は東に向けて下がつてゐる。弥生時代以降の遺物は出土するが、遺構は認められない。

トレンチ名	延長	主な時代	主な遺構	出土遺物等
1 トレンチ	0.8m × 9.2m	不明	無し(旧河道?)	弥生土器片、土師質土器片
2 トレンチ	0.8m × 6.6m	不明	無し(旧河道?)	弥生土器片、土師質土器片、須恵器片、石器片

第 6 表 トレンチ概要総括表



第 26 図 出土遺物実測図

4.まとめ

調査の結果、対象地は全域が低地内に属することが判明した。埋土は礫層やかなり粘性の強い泥炭層など様々で、河川堆積に見られるものであったことから、旧河道の堆積土であると考えられる。

埋土中に比較的多くの遺物を包含することから比較的近い付近に集落遺構の分布が予想される。

対象地を含む旧河道は、地形調査から当該旧河道は北東に延びていたものと考えられる。しかしながら上流域については、現在のところ確認する要素が確認されていない。

低地の深さについては、地下水の湧き出し等によって確認できなかつたが、弥生土器を包含する河川堆積層はかなり厚いものと思われる。上部は、中世以降に数回の整地を受けており、各層に若干の遺物を包含しているが、遺構の検出はなかつたことから詳細は不明である。

対象地周辺は、条里制施行により区画整理が行われている状況が容易に読み取れるが、対象地から北西に向けて地割が乱れていることからも、対象地は条里制施行段階において整備に不適切な地域であつたのではないかと考えられる。

このようなことから、調査地についての埋蔵文化財の包蔵状況記録は、今回の調査により完了し、今後の保護措置は不要であると考えられる。

No.	種類	器種	トレンチ名	遺構名 ・層位	粘土	法量			色調		調整		残存量
						口径	器高	底径	外	内	外	内	
1	土師質 土器	羽釜	1トレンチ	4層	やや粗 ϕ 1 ~ 3mm 石英多・雲母	-	(4.2)	-	7.5YR4/3 に近 い褐色 ~ 棕色 ~ 2.5Y6/6 明黄 2.5Y6/6 明黄 褐色	7.5YR4/3 に近 い褐色 ~ 棕色 ~ 2.5Y6/6 明黄 2.5Y6/6 明黄 褐色	摩滅	摩滅	底部小片
2	赤生土 器	甕	1トレンチ	7層	粗 ϕ 1 ~ 2mm 長 石・石英多	-	(2.7)	-	5Y6/6 橙色	5Y6/6 橙色	摩滅	摩滅	底部小片
3	赤生土 器	壺	1トレンチ	7層	やや密 ϕ 1mm 以 下長石多・雲母・黑 色粒子少	(20.3)	(5.9)	-	2.5Y8/3 黑 色 ~ 2.5Y7/3色 ~ 2.5Y7/3 浅黄色	2.5Y8/3 黑 色 ~ 2.5Y7/3色 ~ 2.5Y7/3 浅黄色	4条回籠文 指壓压痕文	ナデ	口縁部 2/8

第7表 出土遺物観察表



計画地全景: 北東から



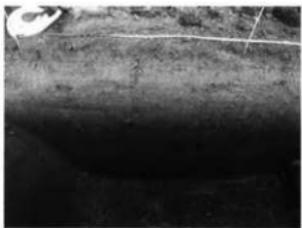
重機による掘削作業風景



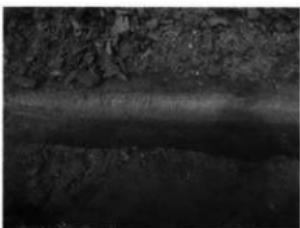
1トレンチ全景: 南西から



1トレンチ北壁土層(1.5~0m)



1トレンチ北壁土層(4~3m)



1トレンチ北壁土層(8~6m)



2トレンチ全景: 南東から



2トレンチ北壁土層(0~2m)

図版 18 領家遺跡確認調査(1)



トレンチ埋め戻し作業風景



埋め戻し完了：東から



1



2



3

図版 19 領家遺跡確認調査(2)

綾歌町栗熊東字北池下地区

第Ⅷ章 綾歌町栗熊東字北池下地区試掘調査

調査対象地 丸亀市綾歌町栗熊東字北池下 472、473-1
 調査期間 平成 22 年 1 月 18 日～1 月 19 日
 調査面積 約 63 m²(調査対象地面積 1,971 m²)

1. 立地と環境

対象地は、中讃地域の主要幹線道路である一般国道 32 号バイパス沿いに位置する。肥沃な丸亀平野の南東端部に位置し、東の渡池地区を挟んで羽床盆地と接する。元々は、綾川町から坂出市へ流れる綾川がこの地域を通過して丸亀平野へ注ぎ込んでいたと考えられている。

対象地周辺には、多くの埋蔵文化財包蔵地が登録されている。対象地東北東の丘陵先端には、古墳時代前期に築造された四国最大規模を誇る前方後円墳である『快天山古墳』が所在している。また、国道 32 号バイパス建設に伴う埋蔵文化財事業が進められており、西から『佐古川・塙田遺跡(弥生：墓塚)』、『池下遺跡(縄文・古墳：集落跡)』、『北内遺跡(弥生中期～後期・中世：集落跡)』、『住吉遺跡(中世：集落跡)』が存在しており、特に東側及び南側に集落遺構である『池下遺跡』に隣接している。



第 27 図 対象地位置図

2. 調査に至る経緯と調査の経過

工場建設用地開発に伴い、対象地内における埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについての文書が平成 21 年 12 月 3 日付けで提出された。

対象地の東及び南の隣接地は、既に『池下遺跡』として周知の埋蔵文化財包蔵地となっていた。対象地の東側は、近年の調査の結果、遺跡の無いことがわかつたので『池下遺跡』の西端部に位置することが予想された。遺跡が所在する場合には、今回の計画によって広範囲にわたり遺跡に影響が及ぶこととなる。

このことから、最低限試掘調査を実施しておくことが適当であるとの判断から、市教育委員会では、調査体制を整え、平成 22 年 1 月 18 日に調査に着手した。

調査結果については、平成 22 年 1 月 29 日付けで香川県教育委員会に提出し、今後の包蔵地としての取り扱い方について協議を申し出ている。

市教育委員会としては、溝状遺構等が検出できたものの密度が薄いことから今後の保護措置は不要と考えている。

3. 調査の概要

調査は、トレーニング調査とし、対象地内に4箇所のトレーニングを設定した。掘削は重機で行い、人力により精査を行った。

以下、トレーニング毎に概要を報告する。

【1 トレーニング】

南側の水田中央に南北軸で設定した。

耕作土の下層には灰黄色系の層が幾層にも重なっており、数回の整地により地上げされてきたことがうかがえる。耕作土直下から26cmほど下に暗灰黄色系の層が認められる。旧耕作土のようにも見えるが、適度に締まりもあり上部にマンガン粒を多く含んでいることなどから遺構面(第1)と考えることとした。

また、この層には比較的多くの遺物を含んでおり、須恵器壺身底部が出土した(第32図1)。下層が安定した面となることから、この層を包含層として下面を第2遺構面とした。

各遺構面を対象にトレーニング内を観察したが、遺構の検出は認められなかった。

【2 トレーニング】

北側の水田中央南部に南北軸で設定した。

基本的な土層序は、1トレーニングと同様である。トレーニング南端から6m付近で溝状遺構と土坑を検出した。いずれも検出面は第2遺構面である。検出した溝状遺構は、調査地東側で平成17年度に実施した試掘調査の3トレーニングSD01と対応する可能性がある。包含層からは、弥生土器の底部が出土している(第32図2)。土坑からは、土師質土器片が出土したが詳細については不明である。

【3 トレーニング】

北側の水田中央部に東西軸で設定した。

基本的な土層序は、1・2トレーニングと同様である。

トレーニング東端付近で南北軸の溝状遺構を検出した。検出面は、第1遺構面である。

また、トレーニング西端部付近で溝状遺構と土坑を検出した。上面が西に下る勾配で切られており新しい整地層が水平堆積している。検出面が不明であるが、第2遺構面の上層を切り込んでいることが認められるため第1遺構面のものと考えられる。耕作土直下の整地層から、土鏡の脚部が出土している(第32図3)。土層序17層からは、須恵器壺身のかえり部分が出土している(第32図4)。

トレーニング西端において安定した地山面を検出した。検出状況から旧河道か谷地形の西面肩口付近であることが推定される。

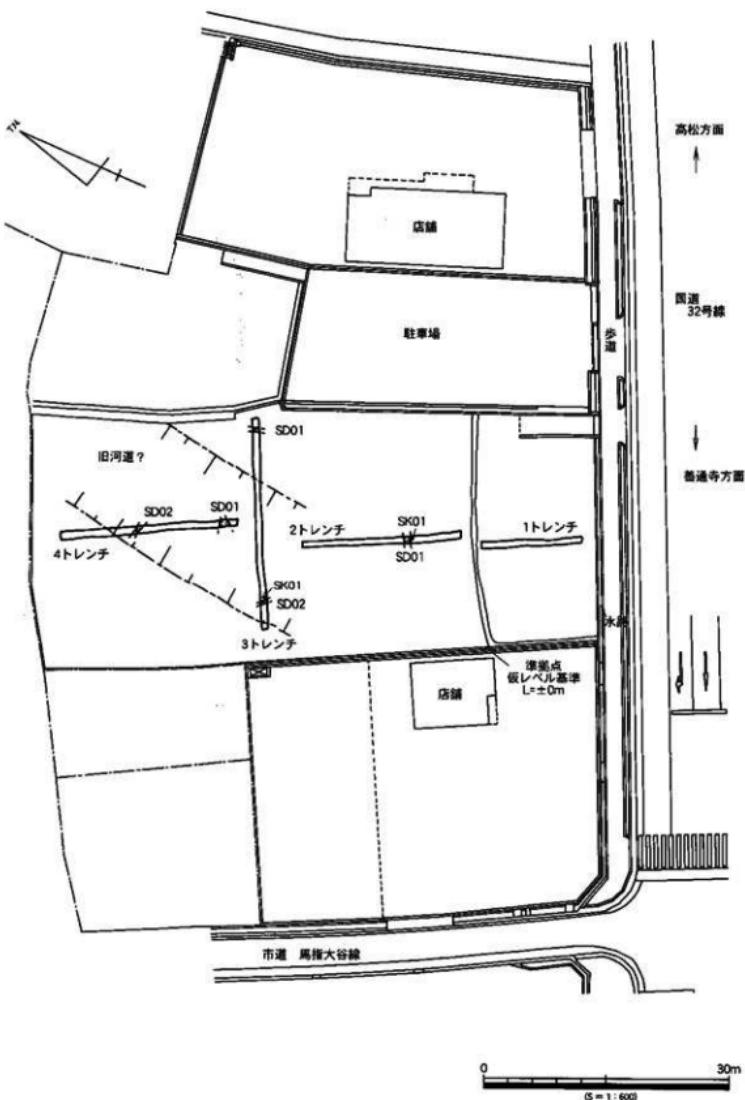
【4 トレーニング】

北側の水田中央部北部に南北軸で設定した。

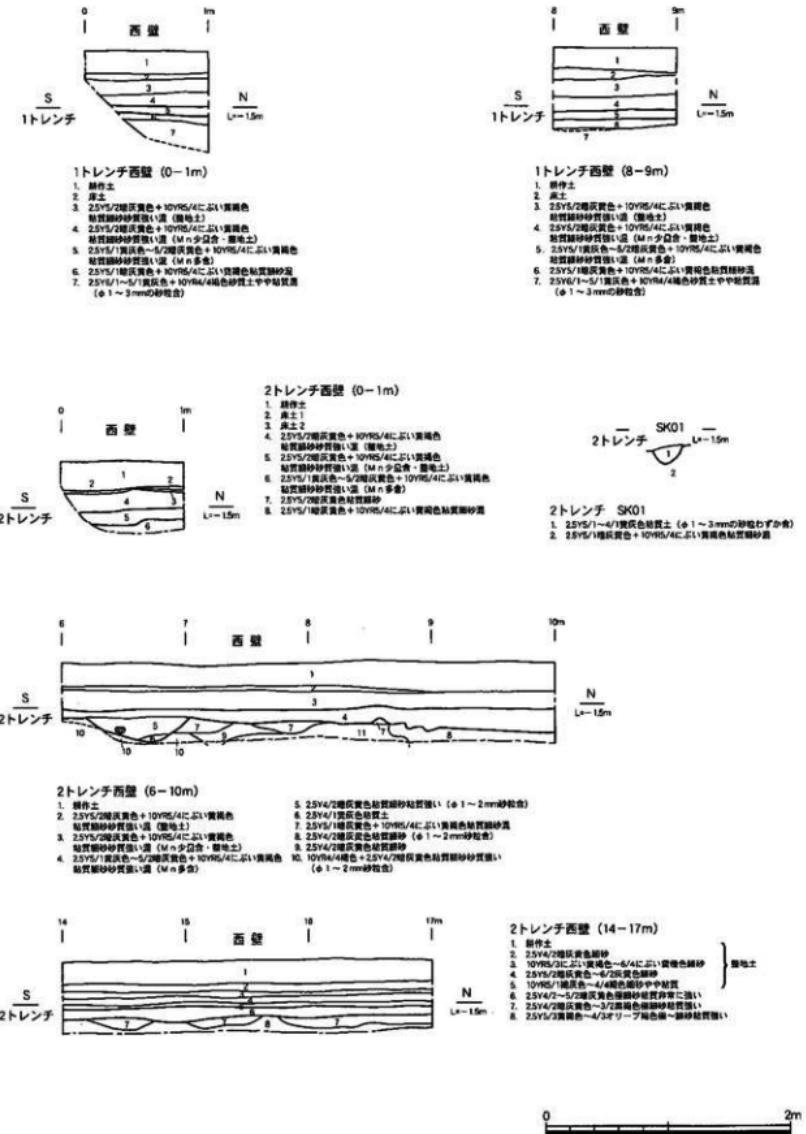
1~3トレーニングで見られた包含層が無いことから、遺構面は第2遺構面のみとなっていることが読み取れる。

トレーニング南端付近で東西軸の溝状遺構を検出した。埋土からは土師質土器片が出土するが、詳細は不明である。トレーニング中央付近では、トレーニング軸に対して斜行する小規模の溝状遺構を検出した。トレーニング北端から約6m南で南方に下る地山面を検出した。3トレーニング西端部に地山面と対応するものと考えられる。

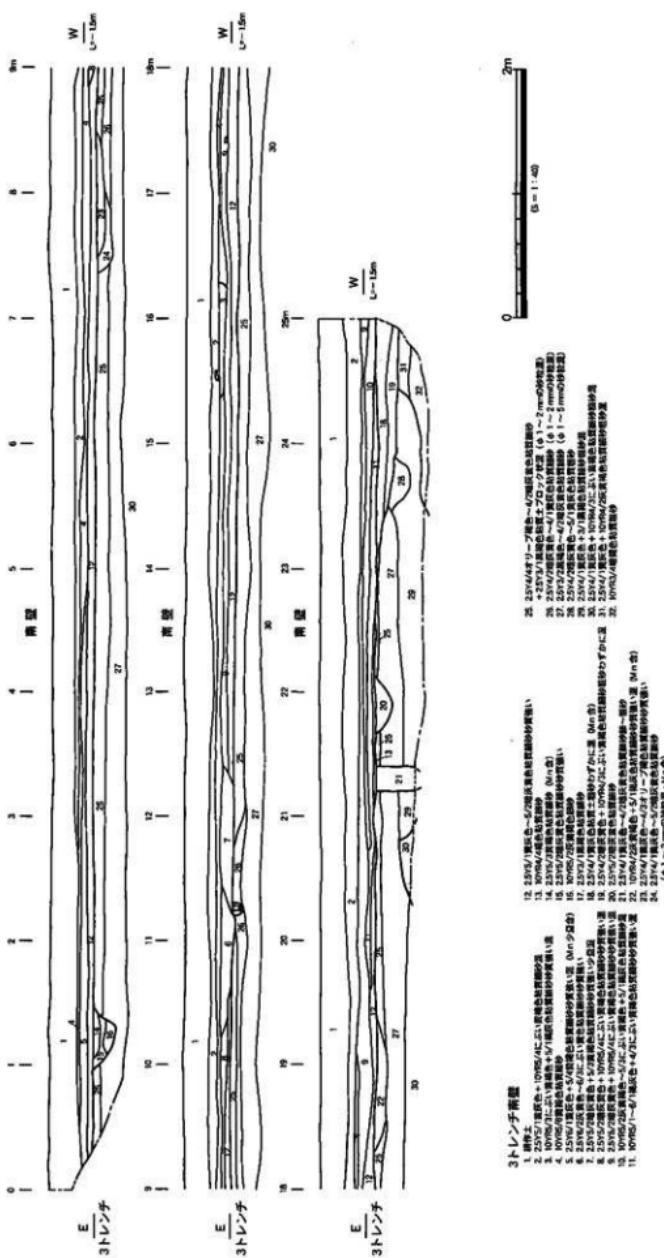
耕作土直下の整地層からは、須恵器壺蓋のつまみ部分が出土している(第32図5)。



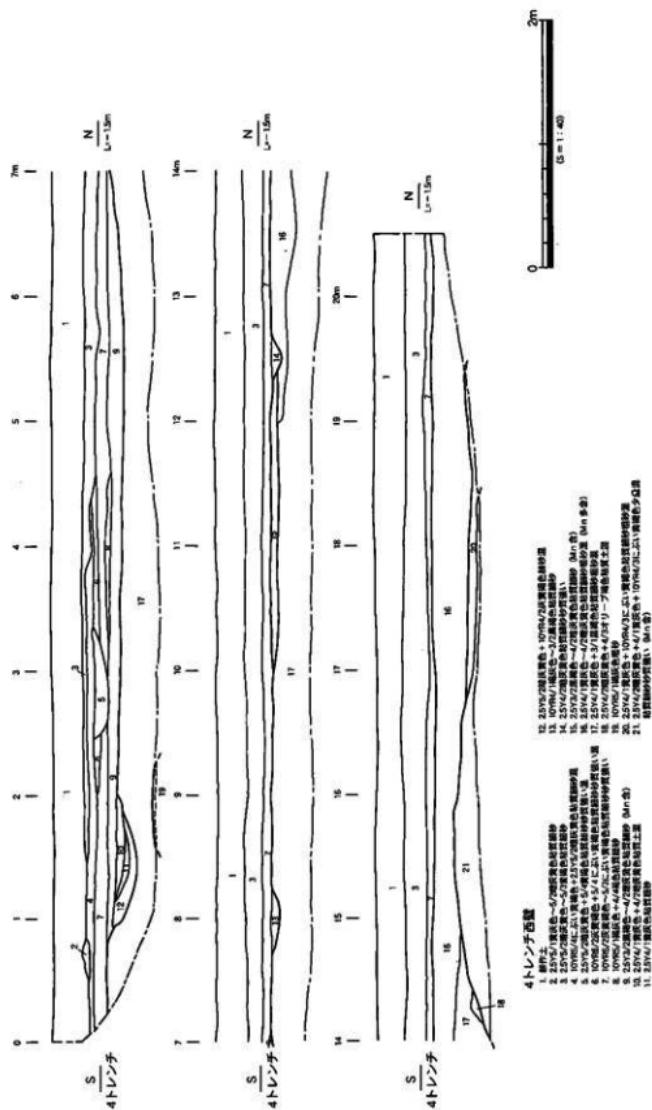
第28図 トレンチ配置図



第29図 1・2トレンチ断面図・2トレンチ遺構断面図



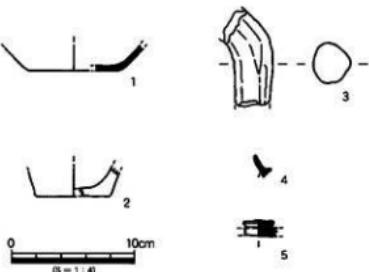
第30図 3トレンチ断面図



第31図 4トレンチ断面図

トレンチ名	延長	主な時代	主な遺構	出土遺物等
1 トレンチ	0.8m × 12.1m	不明	なし	弥生土器片、土師質土器片、須恵器片、磁器片、サヌカイト片
2 トレンチ	0.8m × 19.2m	不明	溝1条、土坑1基	弥生土器片、土師質土器片、須恵器片、陶器片、石片、サヌカイト片
3 トレンチ	0.8m × 25.4m	不明	溝2条、土坑1基	弥生土器片、土師質土器片、須恵器片、サヌカイト片
4 トレンチ	0.8m × 21.6m	不明	溝2条	土師質土器片、須恵器片、サヌカイト片

第8表 トレンチ概要総括表



第32図 出土遺物実測図

4.まとめ

調査の結果、1トレンチを除いたトレンチで遺構を検出することができた。検出された遺構は、ほとんどが溝状遺構で、他は小土坑が2基であった。溝状遺構は、規模・方向等に規則性も無くプランを検討できる資料には成り得なかった。各層から土器片の出土は見られるが、弥生土器片や須恵器片が混在しており、時代の特定には至らなかった。

対象地を斜交する地形の落ちは、埋土が粗砂であることから旧河道であることも考えられる。

対象地の東側には遺跡の所在しないことが確認されていることや地形状況から、以西には低地が続き、池下遺跡の西限は、対象地の東部になるものと考えられる。

結果、調査地内については、僅かに遺構の分布が認められるものの十分なデータを得られる状況にならなかったため、埋蔵文化財の包蔵状況記録は、今回の調査により完了し、今後の保護措置は不要であると考えられる。

No	種類	器種	トレンチ名	遺構名・層位	胎土	法量			色調		調整		残存量
						口径	器高	底径	外 部	内 部	外 部	内 部	
1	須恵器	环身	1トレンチ	包含層	密：φ 1mm 以下長石	-	(1.8)	(7.2)	5PB7/1 明青 5PB7/1 明青灰 面転ナデ	面転ナデ	ナデ	ナデ	底部 1/8
2	赤生土器	壺	2トレンチ	4層(整地土)	中や密：φ 1~2mm 長石・石英多	-	(2.5)	(5.8)	灰色~5PB6/1色~5PB6/1 背底部へラグ 青灰色	淡色	ナデ	ナデ	底部 1/8
3	土師質土器	土鍋	3トレンチ	2層(整地土)	少や密：φ 1mm 以下長石多・雲母・黑色粒子少	(20.3)	(7.6)	-	2.5Y7/1 淡黄 10YR6/6 明黄色	褐色	ナデ	ナデ	脚部小片
4	須恵器	环身	3トレンチ	17層	密	-	(1.4)	-	N8/0 灰白色	N6/0 灰色	ナデ	ナデ	口縁部小片
5	須恵器	环身	4トレンチ	3層(整地土)		-	(1.3)	-	N6/0 灰色	N6/0 灰色	ナデ	ナデ	つまみ脚 8角

第9表 出土遺物観察表



計画地全景: 北から



重機による掘削作業風景



1トレンチ全景: 北から



1トレンチ西壁土層



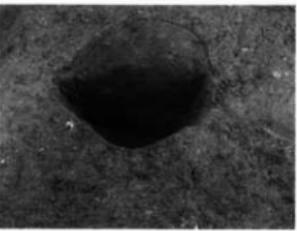
1トレンチ西壁土層



2トレンチ全景: 南東から



2トレンチ西壁土層



2トレンチ SK01 確認状況: 西から

図版 20 綾歌町栗熊東字北池下地区試掘調査(1)



2 トレンチ西壁土層



2 トレンチ SD01 確認状況: 東から



3 トレンチ全景: 東から



3 トレンチ SD01 検出状況: 東から



3 トレンチ SD01 検出状況: 北から



3 トレンチ SK01、SD02 確認状況: 北から



3 トレンチ西端付近土層状況: 北西から



4 トレンチ全景: 北東から

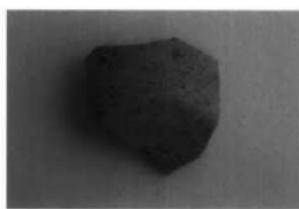
図版 21 綾歌町栗熊東字北池下地区試掘調査(2)



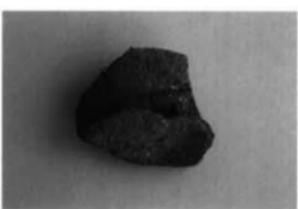
4トレンチ SD01 確認状況: 東から



4トレンチ SD02 確認状況: 東から



1



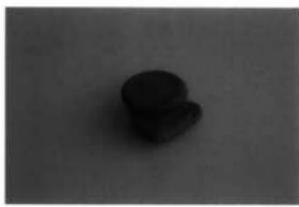
2



3



4



5

図版 22 綾歌町栗熊東字北池下地区試掘調査(3)

第IX章 まとめ

丸亀市では、旧飯山町においては平成3年度に飯山町内遺跡発掘調査事業を実施した。また、旧丸亀市においては平成4年度から、旧綾歌町においては平成8年度から国庫及び県費補助を受けて丸亀市内遺跡発掘調査事業及び綾歌町内発掘調査事業を継続的に実施してきた。

平成17年3月22日に旧丸亀市、綾歌町、飯山町が合併し、新しい丸亀市が誕生した。新しい丸亀市では、平成17年度からも当該事業を実施して市内の文化財保護に努めている。合併後5ヵ年を経過した現在も、開発事業は更に増加傾向にあり、財政の厳しい丸亀市にとっては国庫補助を受けることが当該事業を進めるために有効であると判断することから昨年度に引き続き、実施しているものである。

今年度の調査については、川西町北字七条地区、藏ノ内遺跡、郡家町字地頭地区、領家遺跡で宅地分譲建設に伴う試掘調査2件、確認調査1件及び発掘調査1件、中津町字兵庫地区で駐車場造成事業に伴う試掘調査1件、川西町南字中方地区で共同住宅建設開発に伴う試掘調査1件、綾歌町栗熊東字北池下地区で工場建設に伴う試掘調査1件の併せて7件を対象として行った。

川西町北字七条地区では、近隣での埋蔵文化財調査事例が無く、包蔵地の状況は不明であったが、周辺の遺跡分布状況や立地環境から検討して、対象地において遺跡の包含する可能性が比較的高いものと考えられた。事前に遺跡所在の有無を確認しておくことが適当であるとの考えから試掘調査を実施した。

調査の結果、対象地については、比較的まとまった遺構が残存していることが確認でき、ほぼ全域において保護措置が必要であると判断した。この結果、対象地は、『道池北遺跡』として周知の埋蔵文化財包蔵地に登録された。

藏ノ内遺跡は、綾歌町富熊字藏ノ内で計画された宅地分譲建設工事に伴い発見された遺跡である。対象地周辺では、近年の開発が活発になっており、『藏ノ内遺跡』が新たに発見されたことから、弥生時代以降、活発に生活が営まれてきたことが明らかになってきている。事業者から事前の照会もあり、事前調査の必要性を感じていたが、スケジュールの関係から工事中に立会をしながら確認することとなった。

立会の結果、工事開始後早々に堅穴住居などの遺構を検出したことから、事業者から遺跡発見の届出を提出すると共に、体制を整え発掘調査に着手した。発掘調査では、大型の掘立柱建物など多くの遺構・遺物の検出に至った。

調査成果については、今後整理作業を進めていく予定で、完了後「藏ノ内遺跡発掘調査報告書」として報告することとしている。

中津町字兵庫地区では、対象地南西に接する区域で『中津兵庫遺跡』の所在が知られており、近接地には、『南鴨遺跡』、『道下遺跡』、『中の池遺跡』などの弥生時代の遺跡が所在している。『中津兵庫遺跡』において検出された、南北に流れる大型の溝の延長が、対象地に延びる可能性が高いことから試掘調査を実施することとしたものである。

調査の結果、『中津兵庫遺跡』から延長する溝状遺構を検出した。その他の調査区では、保護すべき遺構の検出が無かった。県関係部署との協議の結果、溝状遺構の所在する圃地を対象に保護措置が必要であると判断し、『中津兵庫遺跡』として周知の埋蔵文化財包蔵地に変更登録した。

川西町南字中方地区では、近隣での埋蔵文化財調査事例が無く、包蔵地の状況は不明であるが、条里制地割内の安定した土地にあり、古くから開発が及んでいる可能性があることから、試掘調査を実施した。

調査の結果、対象地内について、遺構の残存が認められたものの密度が薄く、周辺に集落等が所在す

ることを裏付ける十分なデータを得る状況ではなかったことから、今後の保護措置は不要であると判断した。

郡家町字地頭地区では、対象地付近の条里地割が良好に残存していることからも、古代より安定した土地であり、早くから開発が及んでいる可能性が考えられ、試掘調査を実施した。

調査の結果、対象地は古くは起伏を持った地形を呈していたことが想定された。以降の開拓等によつて整地が進められてきたようである、更に、表面近くには大きく整地を受けていることから、本来の遺構面を確認するまでには至らなかつた。若干の土坑も確認されたが連続性がなく詳細を把握するまでには至らなかつたことから、今後の保護措置は不要であると判断した。

領家遺跡では、この付近において条里制地割が良好に残存していることからも、古代より安定した土地である。対象地周辺は包含地として周知の埋蔵文化財となっているが詳細は不明である。地形調査からも旧河道跡地であることが推測されるが、本格的な埋蔵文化財の包蔵状況調査を行つた経緯が無かつたため、確認調査を実施した。

調査の結果、対象地は北西に延びる谷地形に該当することが確認され、旧河道の可能性が高い。埋土各層に遺物の包含が見られるが、遺構の分布は認められなかつた。今後の保護措置は不要と判断した。

綾歌町栗熊東字北池下地区では、対象地の東側及び南側で『池下遺跡』と接している。また、西側隣接地では、遺跡の所在が無いことが確認されているので、対象地が池下遺跡の最端部に位置する可能性が高いことから、試掘調査を実施した。

調査の結果、各層から遺物の包含も見られ、溝状遺構や土坑を検出することができたが、規模・方向等に規則性がなく、建物跡や集落等のプランを検討できるまでの資料には至らなかつたので、今後の保護措置は不要と判断した。

以上、今年度は7件の調査を対称に丸亀市内遺跡発掘調査事業を実施した。それにより、新たに1遺跡を発見し、2遺跡を追加することで既存する包蔵地内の状況確認資料を増やすこともできた。

また、領家遺跡では、埋蔵文化財包蔵地内ではあるものの、遺跡の包蔵を確認できなかつたため、領家遺跡の詳細な資料を部分的ではあるが増やすこともできた。

このように、当該事業においては、次年度以降についても継続実施し、丸亀市内遺跡の適切な保護に努めていきたい。

調査地区名 ・遺跡名	調査期間	埋蔵文化財跡遺地についての取り扱いに関する事務		発見届 保管証
		事業者との事務	業者の事務	
1 川西町北字七条地区	平成21年5月25日～26日	受:黙会 平成21年4月28日 出:回答 平成21年9月1日	出:結果報告 ・協議 受:取り扱い 通知	平成21年7月1日 平成21年8月19日
2 鹿ノ内遺跡 <small>(任意立会) (発掘調査本)</small>	平成21年5月18日～19日 平成21年5月20日～8月9日	受:黙会 平成21年2月2日 受:発見 平成21年5月20日	受:遺跡登録 平成21年6月20日 出:実地履 平成21年6月20日	平成21年10月1日 平成21年10月1日
3 中津町字兵庫地区	平成21年7月27日	受:黙会 平成21年6月26日 出:回答 平成22年3月9日	山:結果報告 ・協議 受:取り扱い 通知	平成21年10月1日 平成21年10月2日
4 川西町南字中方地区	平成21年10月13日	受:黙会 平成21年4月28日 出:回答 未回答	出:結果報告 ・協議 受:取り扱い 通知	平成21年10月26日 平成22年2月23日
5 那家町字地頭地区	平成21年11月26日	受:黙会 平成21年4月28日 出:回答 未回答	出:結果報告 ・協議 受:取り扱い 通知	平成22年1月29日 平成21年11月26日
6 須家遺跡	平成21年11月27日	受:黙会 平成21年4月28日 出:回答 未回答	出:結果報告 ・協議 受:取り扱い 通知	平成22年2月3日 平成22年1月29日
7 桜次町栗熊東字北池下地区	平成22年1月18日～19日	受:黙会 平成21年4月28日 出:回答 未回答	出:結果報告 ・協議 受:取り扱い 通知	平成22年1月29日 平成22年1月29日

第10表 調査に関する処理事務統括表

報告書抄録

ふりがな	まるがめしないいせき はくつちょうさ ほうこくしょ						
査名	丸亀市内遺跡発掘調査報告書						
副査名	平成21年度国庫補助事業報告書						
卷次	2010.3	シリーズ名	丸亀市内遺跡発掘調査報告書	シリーズ番号	第5集		
編著者名	丸亀市教育委員会 教育部 文化課 近藤 武司 谷口 梢						
編集機関	丸亀市教育委員会						
所在地	〒763-0034 香川県丸亀市大手町二丁目1番20号 Tel0877-24-8822						
発行年月日	2010年3月31日						
頁数	例言・目次等 13頁	本文 70頁	挿図 32点	表 10点	図版 151点	地図 83頁	
所収遺跡・地区名	所在地	コード 市町村 遺跡番号	北緯 東経	調査期間	調査面積 (m ²)	調査原因	
川西町北字七条地区 【道池北遺跡】	川西町北字七条	202 0143	34度 15分 46~48秒	133度 49分 31~33秒	5/25~5/26	100.5	宅地分譲建設
蘿ノ内遺跡	綾歌町富熊字蘿ノ内	385 0203	34度 14分 41~44秒	133度 53分 7~10秒	(5/18~19・立会) 5/20~9/8	1,427.0	宅地分譲建設
中津町字兵庫地区 【中津兵庫遺跡】	中津町字兵庫	202 0140	34度 16分 23~27秒	133度 46分 20~22秒	7/27	38.0	駐車場建設
川西町南字中方地区	川西町南字中方	202	34度 14分 51~53秒	133度 50分 2~4秒	10/13	73.0	共同住宅建設
郡家町字地頭地区	郡家町字地頭	202	34度 14分 53~55秒	133度 48分 57~59秒	11/26	61.0	宅地分譲建設
綾歌町栗熊東字北池下地区	綾歌町栗熊東字北池下	385	34度 15分 20~22秒	133度 49分 16~18秒	11/27	13.0	宅地分譲建設
本集	集落跡	奈良・平安・中世	溝、土坑	土師器片、須恵器片、磁器片	周知新規登録		
蘿ノ内遺跡	集落跡	弥生・古代・中世	溝、土坑、建物	弥生土器片、土師器片、須恵器片、陶器片、磁器片、サヌカイト片、石器片、木片、瓦器片、黒色土器片、瓦片、石片	周知変更登録		
中津町字兵庫地区 【中津兵庫遺跡】	集落跡	弥生・古墳	溝	須恵器片、土師質土器片、綠釉陶器片	周知変更登録		
川西町南字中方地区			溝、土坑	土師質土器片、サヌカイト片	保護措置不要		
郡家町字地頭地区			土坑	土師質土器片	保護措置不要		
綾歌町栗熊東字北池下地区			溝、土坑	弥生土器片、土師質土器片、須恵器片、石器片	保護措置維続		
要約	本書は、丸亀市が平成21年度に国庫補助事業により実施した丸亀市内遺跡発掘調査報告書である。調査対象地は、民間・個人から『埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて』の照会のあった地区及び工事中に発見された遺跡の計7箇所である。これら7箇所の内6箇所は、周知の埋蔵文化財包蔵地区域外での計画であったが、周辺の埋蔵文化財包蔵状況等から検討し、試掘調査及び任意立会を実施することとしたものである。残り1箇所は、周知の埋蔵文化財包蔵地内での計画であったが、基礎資料がなかったことから確認調査を実施した。この内、『川西町北字七条地区』、『綾歌町富熊字蘿ノ内地区』及び『中津町字兵庫地区』で密度の高い遺跡を発見することができた。それぞれ『道池北遺跡』、『蘿ノ内遺跡』及び『中津兵庫遺跡』として保護措置を講じることになった。『蘿ノ内遺跡』は、現状保存が不可能であったため発掘調査を実施、記録保存とした。『綾歌町栗熊東字北池下地区』の調査では、遺構の発見はなかったが、周知の調査地であることをから保護措置を維持とした。その他の調査では、発見内容等が芳否であったことから、今回の調査で保護措置を終了とした。以上、今年度は当該事業により7箇所の調査を行った。それぞれ、調査結果を香川県教育委員会に報告すると共に対象地の取り扱いを協議し、結果を踏まえて照会者に回答した。						

